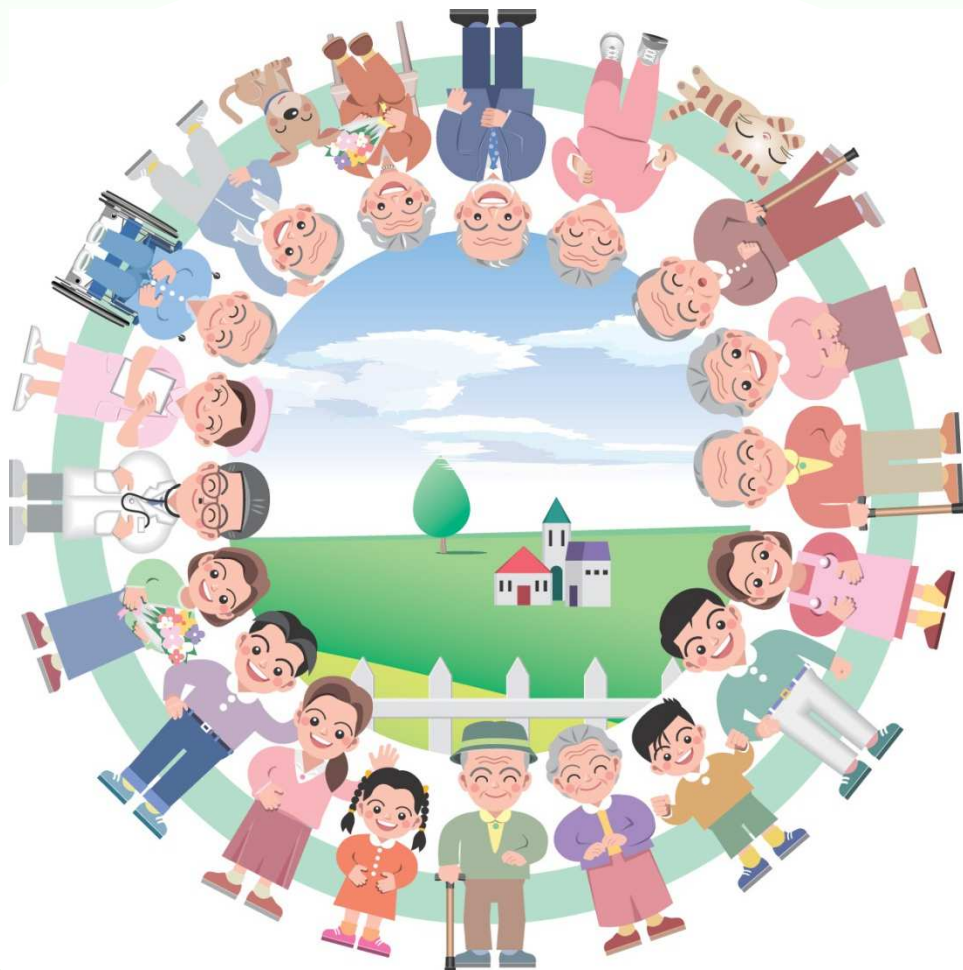


やすらぎとふれあいが実感できるまち 中央市

中央市

第2次地域福祉計画

(平成29年度～平成33年度)



平成29年3月

中央市

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格・位置づけ	2
3 計画の期間	4
第2章 地域福祉に関する現状と課題	5
1 統計データからみる中央市の現状と課題	5
2 アンケート調査からみる中央市の現状と課題	9
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 計画の基本理念	21
2 計画の基本目標	22
3 施策の体系	24
第4章 基本計画	26
基本目標Ⅰ 住民主体の地域福祉活動を進めるために【意識・人づくり】	26
(1) 福祉意識・人権尊重の啓発	26
(2) 福祉教育の充実	28
(3) 地域の福祉活動を担う人材の確保・リーダーの育成	29
基本目標Ⅱ 地域の中でささえあい・助けあうために【ネットワークづくり】	31
(1) 市民協働の地域福祉活動・ボランティア活動の推進	31
(2) 地域福祉を推進する多様なネットワーク体制の構築	33
(3) 社会福祉協議会の育成・支援	34
基本目標Ⅲ 誰もが適切な福祉サービスを利用できるように【仕組み・体制づくり】	35
(1) 情報提供体制の充実	35
(2) 気軽に相談できる体制の充実	36
(3) 福祉施策・事業の推進	37
(4) 生活困窮者等への自立支援	38
基本目標Ⅳ すべての住民が安心・安全を実感できるように【生活環境・基盤づくり】	39
(1) 防犯・防災対策の推進	39
(2) 地域で安心して暮らせる生活基盤の整備	41
第5章 計画の推進に向けて	42
1 計画の周知・啓発	42
2 推進体制の構築	42
3 計画の点検・評価	44
資料編	45
1 中央市第2次地域福祉計画・障がい者計画策定委員名簿	45

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

近年の著しい少子高齢化の進行によって、社会を支える働き盛りの年齢層の人口が減少している一方で、支援が必要となる可能性の高い年齢層の人口は増加しています。また、核家族化の進行やライフスタイルの多様化で、市民生活や地域社会も変容し、高齢者や障がいのある方、子どもなどに対する福祉ニーズが増大するとともに、ストレス、子どもや高齢者などへの虐待、ひきこもりやドメスティックバイオレンス（DV）*など生活上の課題も複雑化しています。

このような中、平成23年3月の東日本大震災をはじめ、平成27年9月の鬼怒川の堤防が決壊した関東・東北豪雨や平成28年4月の熊本地震など、近年の甚大な自然災害を契機に、避難時の助け合いや支え合いなど地域や家族の絆の重要性が再認識されるようになりました。こうした状況を踏まえ、市民、専門職、行政が適切に役割分担し、支え合うことで、住み慣れた地域で暮らし続けることができる仕組みをつくることが重要となってきています。

さらに、平成27年4月から「生活困窮者自立支援法*」が施行され、この制度の対象となる人々には、単に金銭的なものだけではなく、生活する上での様々な課題を抱えた人が多く、支援もニーズに即したものが求められています。

今後は既存の福祉制度だけではなく、日常的な支え合いが必要となりますが、家庭や地域の相互扶助機能が低下している現代においては、その対応が難しくなっています。そのため、地域住民の自主的な活動と公的なサービスを組み合わせて人々が支え合っていく仕組みづくりが必要になります。

今回、現行の「中央市地域福祉計画（平成24年度～平成28年度）」の計画期間が終了となることから、平成27年4月に施行された『生活困窮者自立支援法』に基づく新たな生活困窮者自立支援方策等を踏まえ、これまでの計画を見直し、平成29年度から平成33年度までの5年間の計画期間とする新たな「中央市 第2次地域福祉計画」を策定します。

* ドメスティックバイオレンス（DV）：配偶者や同居している恋人など、日常を共にする相手から受ける暴力行為。肉体的暴力のみならず、言葉の暴力、性行為の強要、物の破壊なども含む。

* 生活困窮者自立支援法：経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律。就労など自立に関する相談や、住居の確保に必要な費用の給付などを行う。平成25年（2013）公布。平成27年（2015）4月施行。

2 計画の性格・位置づけ

「地域福祉計画」は、『社会福祉法』第 107 条に規定された市町村地域福祉計画として位置づけられ、「中央市長期総合計画」のもとで福祉分野を具体化する計画のひとつであり、福祉分野における基本計画としての性格を持つものです。

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、及び「子ども・子育て支援事業計画」などの個別の福祉計画は、高齢者、障がいのある方、児童といった対象ごとの福祉施策を示すものですが、「地域福祉計画」は、地域における市民の生活ニーズに応えるため、これらの計画に基づく施策を総合的に推進するための計画です。

< 地域福祉計画の法的根拠等 >

『社会福祉法』

第十章 地域福祉の推進

第一節 地域福祉計画

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

+

厚生労働省の通知 「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」

(平成 26 年 3 月 27 日社援発 0327 第 13 号)

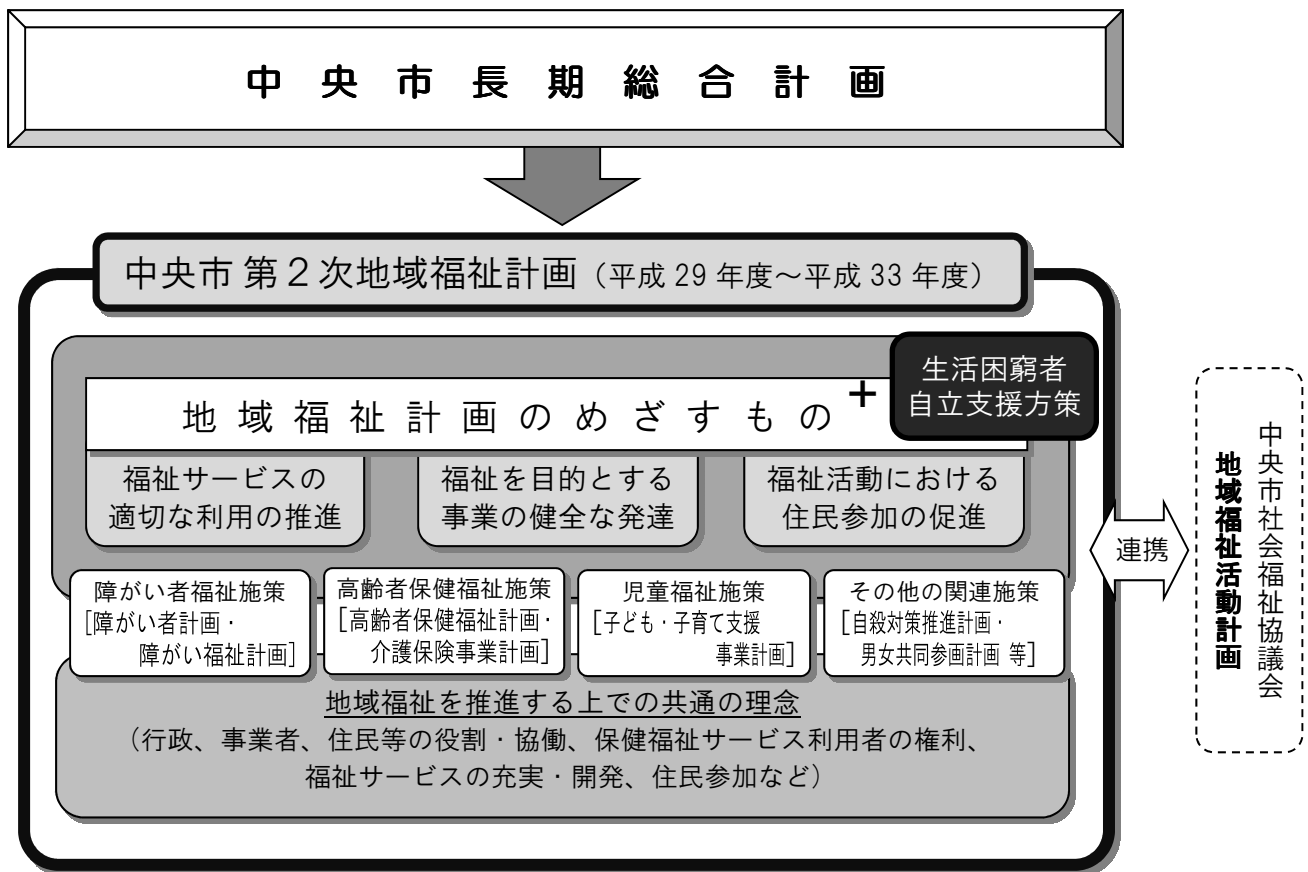
* 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項 を市町村地域福祉計画に盛り込むこと

また、中央市の最上位計画である「中央市長期総合計画」に定められた将来像の実現のための計画で、他の福祉関係計画等との整合性及び連携を図り、これらの既存計画を包括する位置づけとなります。

さらに、中央市の福祉サービス・事業の中心的な担い手である中央市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とも連携をとり、ともに地域福祉推進の“両輪”を担うことを念頭に、実効性のある地域福祉推進に取り組んでいくこととなります。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに“地域福祉の推進”という目標を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら、地域福祉を進展させていきます。

< 計画の位置づけ >



3 計画の期間

今回、見直し策定する「中央市 第2次地域福祉計画」の計画期間は、平成29年度～平成33年度の5年間とします。ただし、社会情勢の変化や国や県の動向などにより計画の見直しが必要だと思われる場合には、適宜計画を見直し、常に有効な計画であるよう努めます。

< 計画の期間 >

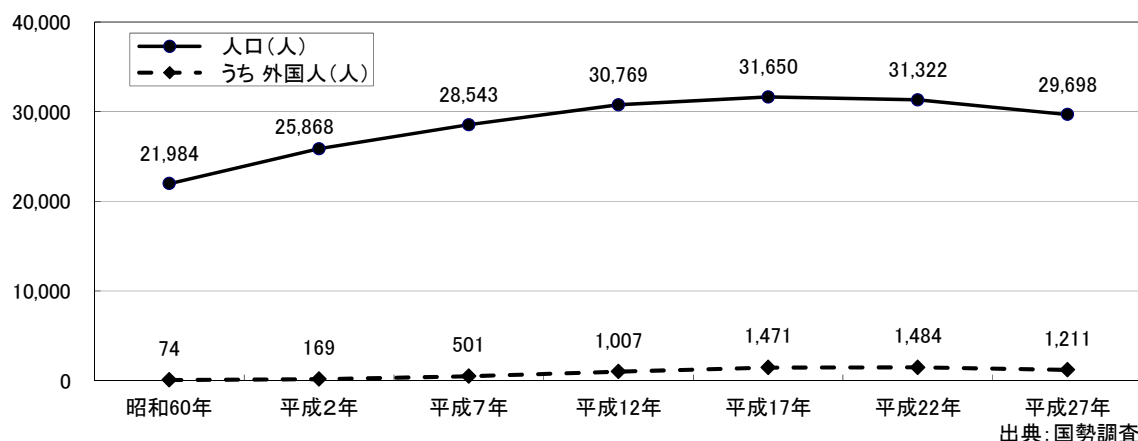
平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
第1次 中央市長期総合計画 (平成20～29年度)			次期 中央市長期総合計画 (平成30～39年度)					
中央市 地域福祉計画 (平成24～28年度)		中央市 第2次地域福祉計画 (平成29～33年度)				中央市 第3次地域福祉計画 (平成34～38年度)		
中央市 地域福祉活動計画 (平成25～29年度)			中央市 2次地域福祉活動計画 (平成30～34年度)				中央市 3次地域福祉活動計画 (平成35～39年度)	
中央市 障がい者計画 (平成19～28年度)		中央市 第2次障がい者計画 (平成29～35年度)						
中央市 第4期障がい福祉計画 (平成27～29年度)			中央市 第5期障がい福祉計画 (平成30～32年度)			中央市 第6期障がい福祉計画 (平成33～35年度)		
中央市 高齢者保健福祉計画・ 第6期介護保険事業計画 (平成27～29年度)			中央市 高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保険事業計画 (平成30～32年度)			中央市 高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保険事業計画 (平成33～35年度)		
中央市子ども・子育て支援事業計画 (平成27～31年度)					次期 中央市子ども・子育て支援事業計画 (平成32～36年度)			

第2章 地域福祉に関する現状と課題

1 統計データからみる中央市の現状と課題

(1) 人口動態

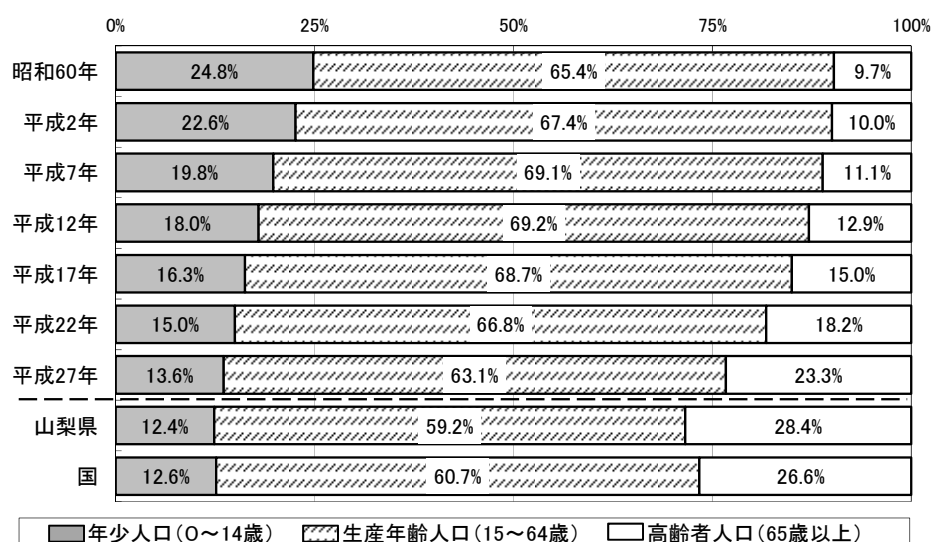
◆ 中央市の総人口・外国人の推移



中央市の総人口は、平成27年の国勢調査では29,698人で、平成17年の31,650人をピークに減少傾向となっており、日本全体で少子高齢化が進行しているため、今後もこの傾向が続くと見込まれます。

また、外国人は平成7年から平成17年までは急激に増加していましたが、平成22年の1,484人をピークに減少に転じ、平成27年は1,211人となっています。

◆ 年齢3区分別人口構成の推移



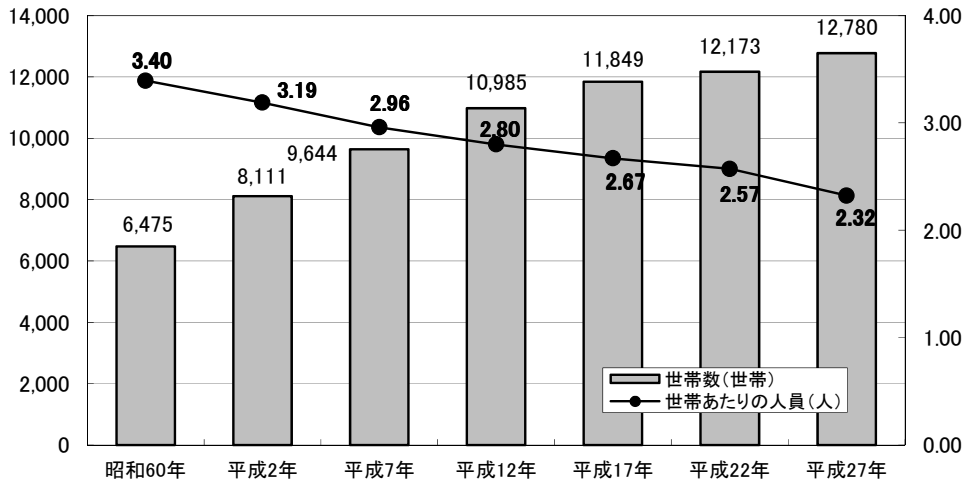
出典: 国勢調査(山梨県、国は平成27年のみ) ※年齢不詳を含まない

中央市の年齢3区分別人口構成の推移をみると、平成22年に年少人口と高齢者人口の割合が逆転し、平成27年にはその差が約10ポイントまで拡大し、少子高齢化が進んでいます。

ただし、国や山梨県に比べると、高齢化率は約3~5ポイント低い数値となっています。

(2) 世帯状況

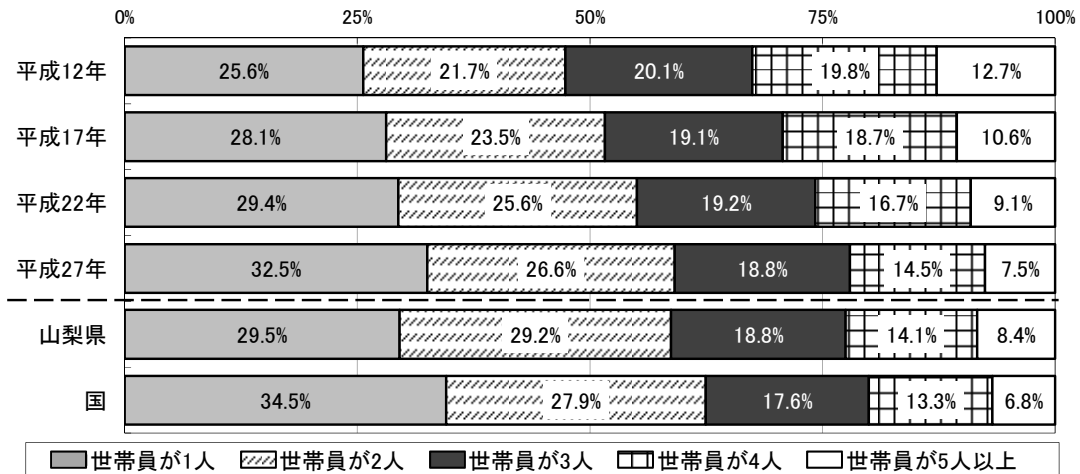
◆ 世帯数及び平均世帯人員数の推移



出典: 国勢調査

世帯の状況を見ると、総人口が減少に転じた平成22年以降においても、世帯数は増加し続けており、そのため平均世帯人員は減少傾向となっており、平成27年では2.32人と、30年前の昭和60年と比べると、1世帯あたり家族が1人以上少なくなっている状況といえます。

◆ 世帯構成の推移

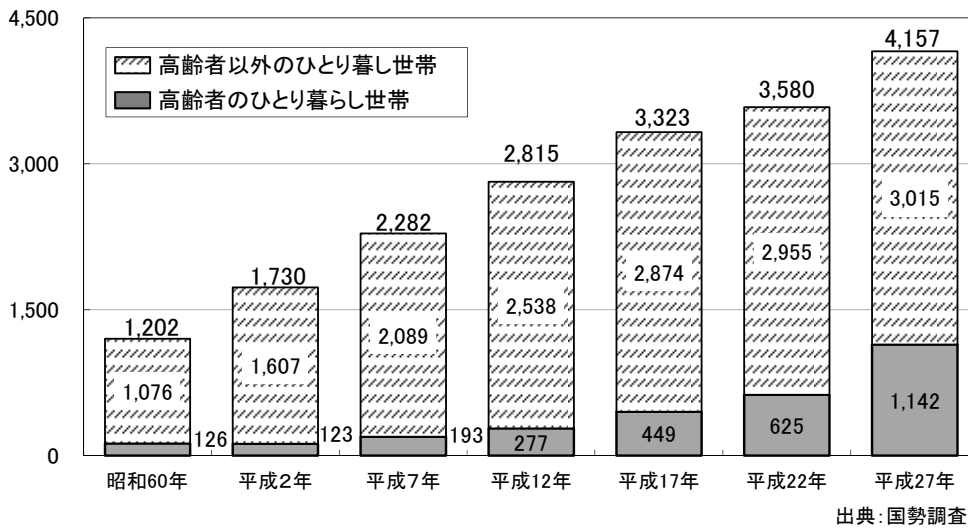


出典: 国勢調査

世帯構成の推移を見ると、ひとり暮らし、2人世帯の割合が毎回増加し、平成17年で過半数を占め、平成27年では概ね6割を占める結果となっています。

山梨県よりも、ひとり暮らしの割合が高く、国全体の世帯構成の割合と類似した結果となっています。

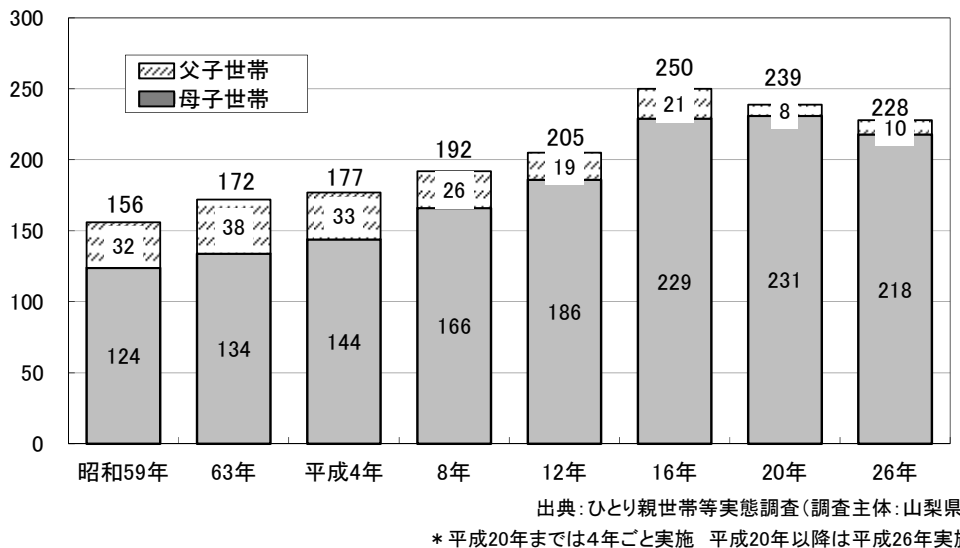
◆ ひとり暮らし世帯数の推移



ひとり暮らし世帯数の推移をみると、毎回増加しており、平成27年では4,157世帯と、30年前の昭和60年の約3.5倍となっています。

また、高齢者のひとり暮らしは、平成12年以降急激に増加しています。平成27年では1,142世帯と、ひとり暮らし全体の27.5%を占め、昭和60年よりも1,000世帯以上の増加となっています。

◆ ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）の推移

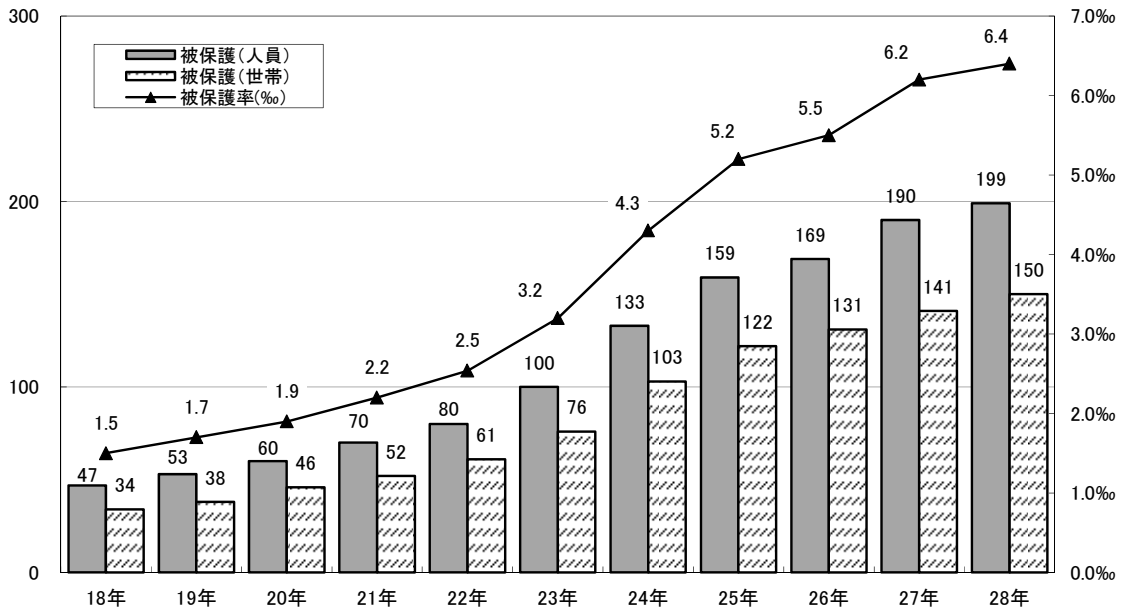


ひとり親世帯の推移をみると、平成16年までは増加傾向でしたが、平成20年、平成26年とやや減少傾向が続いています。

ひとり親世帯の大半は母子世帯で、その割合は近年ほど高くなっており、平成26年では、ひとり親世帯の95%以上を母子世帯が占めています。

(3) 生活保護の状況

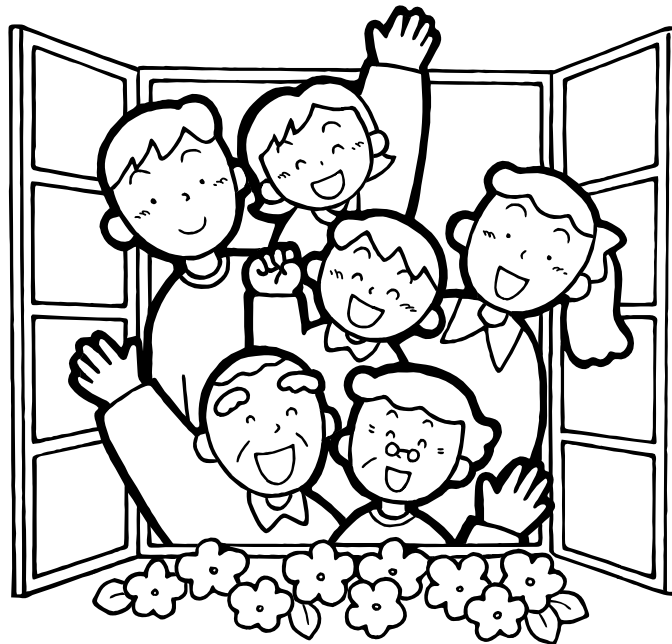
◆ 生活保護の人員・世帯数の推移



出典：山梨県児童家庭課の調べ、山梨県常住人口調査(10月)
 被保護人員、被保護世帯の数値には保護停止中のものも含む
 保護率は3月1日現在の推計人口を基に算出(平成23年までは各年10月1日現在)

近年の生活保護の状況を見ると、人数、世帯ともに年々増加し続けており、平成28年では生活保護人員は199人、生活保護世帯は150世帯となっています。

また、被保護率も増加しており、特に平成24年以降は大幅な伸び率の年が多く、平成28年では6.4%まで増加しています。



2 アンケート調査からみる中央市の現状と課題

*調査概要

◆調査の目的	市民に日常生活の現状や意識、福祉サービスや地域づくりに関する意見等を尋ね、「中央市 第2次地域福祉計画」を策定するための基礎資料にすることを目的に実施しました。
◆調査の内容	(1)回答者の属性 (2)地域生活に関すること (3)福祉への関心・意識 (4)福祉サービスに対する意識 (5)ボランティア活動等に関すること (6)社会福祉協議会や民生委員児童委員について (7)地域の課題解決や福祉施策に関すること
◆調査の方法	調査地域：中央市全域 調査対象：中央市在住の20歳以上の男女2,000人 抽出方法：住民基本台帳から等間隔無作為抽出 調査方法：郵送配布・郵送回収（お礼兼督促状1回発送） 調査期間：平成28年6月10日～平成28年7月14日
◆回収状況	有効回収数：1,094票（有効回収率＝54.7%）【参考：H23年度 前回の有効回収率＝50.7%】

(1) 回答者の属性

性別	男性	女性	無回答
	489 (44.7%)	600 (54.8%)	5 (0.5%)

年代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答
	118 (10.8%)	147 (13.4%)	154 (14.1%)	220 (20.1%)	216 (19.7%)	234 (21.4%)	5 (0.5%)

居住区	田富地区	玉穂地区	豊富地区	無回答
	617 (56.4%)	333 (30.4%)	131 (12.0%)	13 (1.2%)

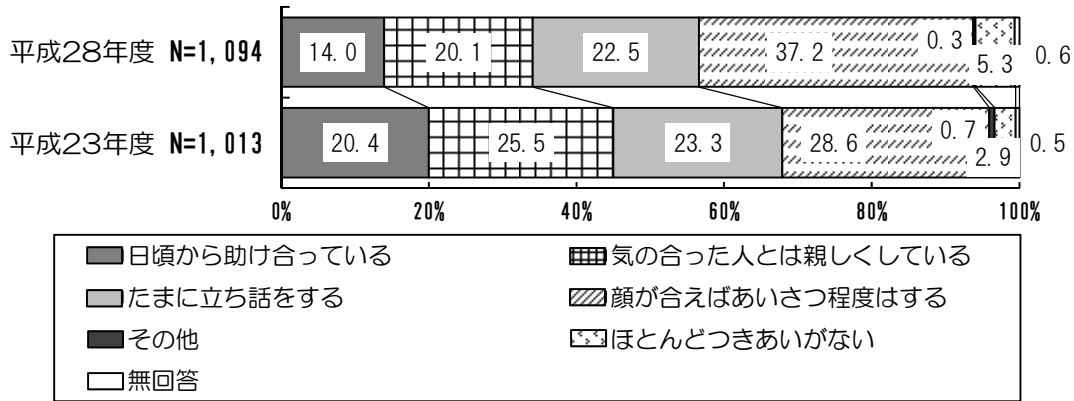
家族構成	単身世帯	夫婦のみ	2世代	3世代	その他	無回答
	72 (6.6%)	291 (26.6%)	583 (53.3%)	128 (11.7%)	14 (1.3%)	6 (0.5%)

居住歴	市内で生まれ、 ずっと市内に居住	市内で生まれ、一時 市外に転出後、再転入	市外で生まれ、 市内に転入	無回答
	230 (21.0%)	120 (11.0%)	736 (67.3%)	8 (0.7%)

(2) 地域生活に関すること

◆ 近所との日頃のつきあいの程度

問 あなたは、普段ご近所の方と、どの程度のおつきあいをしていますか。



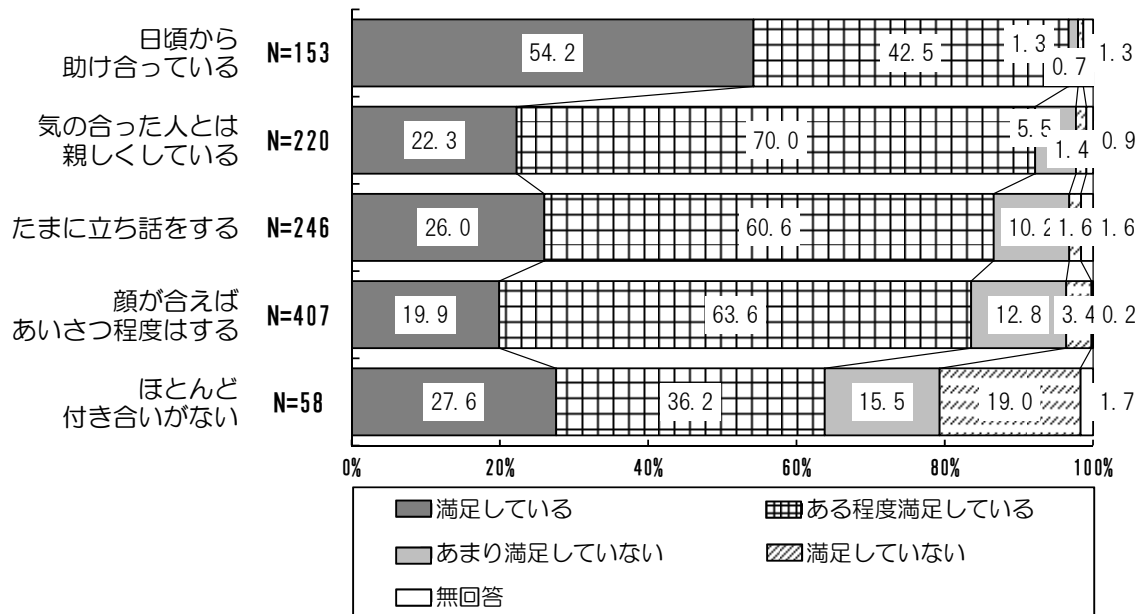
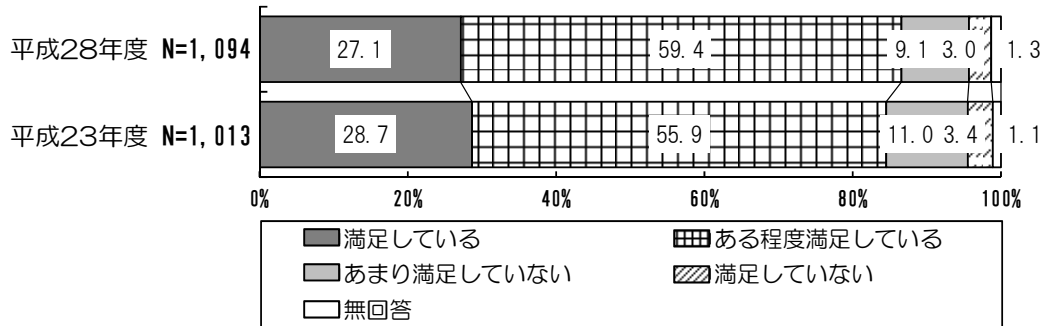
普段の近所づきあいは、平成 23 年度と比較すると「日ごろから助け合っている」「気の合った人とは親しくしている」など、比較的深いつきあいの割合が減少しています。

逆に「顔が合えばあいさつ程度はする」「ほとんどつきあいが無い」といった浅いつきあいがわずかに増加しており、近隣との関係・繋がりが希薄化している現状がうかがえます。



◆ 近所とのつきあいの満足度

問 あなたは、今の近所づきあいに満足していますか。

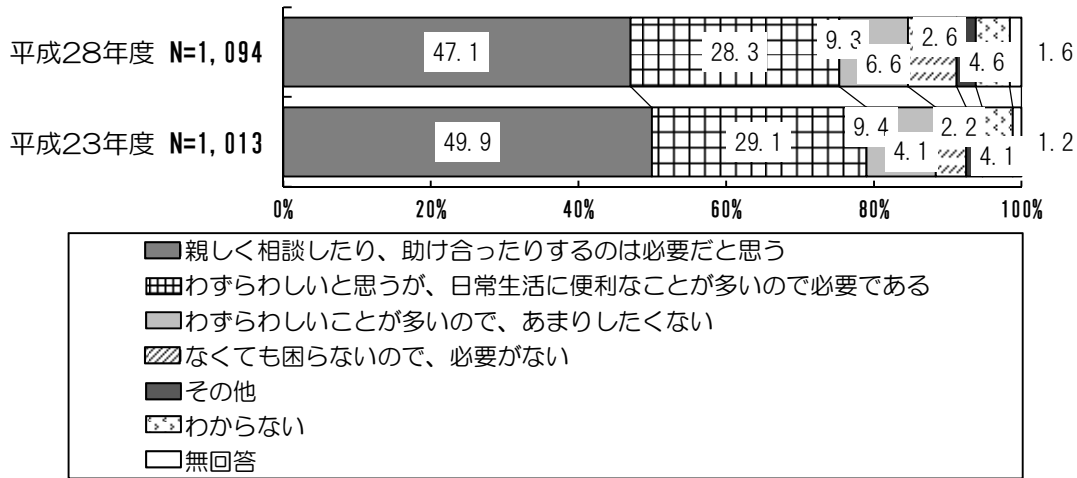


今の近所づきあいに満足しているかどうかは、平成23年度と比較すると『満足している』（「満足している」＋「ある程度満足している」）が微減しています。

また、近所づきあいの内容別にみると、「顔が合えばあいさつ程度はする」「ほとんど付き合いがない」など、浅いつきあいの人ほど、現在の近所づきあいに満足していない傾向がうかがえます。

◆ 近所づきあいの考え方で近いもの

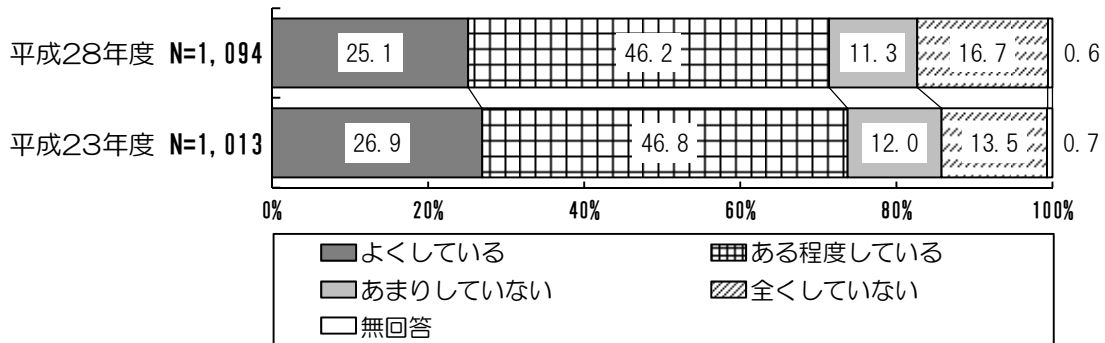
問 あなたの近所づきあいの考え方は、次のどれに近いですか。(〇は1つ)



近所づきあいの考え方で近いものは、平成23年度と比較すると『近所づきあいは必要である』（「親しく相談したり、助け合ったりするのは必要だと思う」＋「わずらわしいと思うが、日常生活に便利なことが多いので必要である」）と考える割合が微減しています。

◆ 地域内の行事や自治会活動への参加・協力度

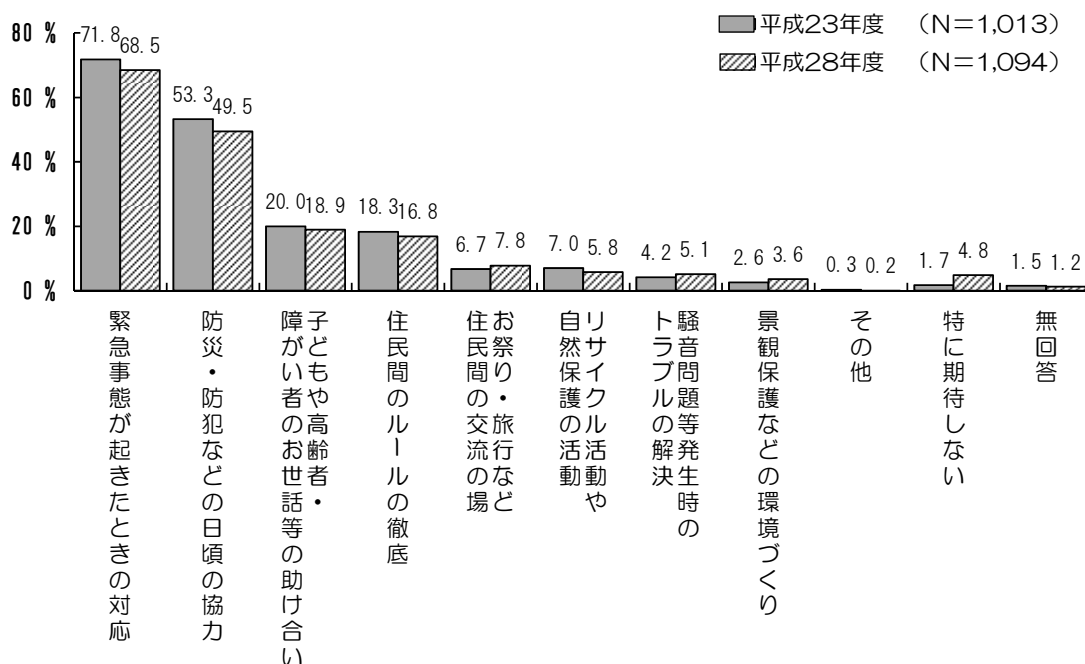
問 あなたは現在、地域内の行事や自治会活動（祭り、清掃・美化、運動会等）に参加・協力していますか。(〇は1つ)



地域の行事や自治会活動への参加・協力度は、平成23年度と比較すると『参加している』（「よく参加している」＋「ある程度している」）の割合が微減しています。
逆に「全くしていない」が3.2ポイント増加しており、参加・協力度が低くなっていることがうかがえます。

◆ 地域社会の役割について期待すること

問 あなたは地域社会の役割についてどのようなことを期待しますか。(〇は2つまで)



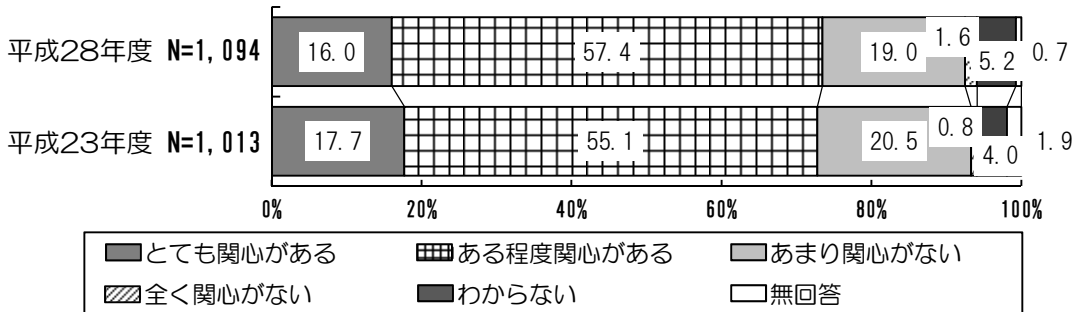
地域社会に期待することは、「緊急事態が起きたときの対応」や「防災・防犯などの日頃の協力」などが約5～7割で多くなっており、緊急時や防災・防犯に関する期待が上位になっています。しかし、その期待値としての割合自体は、やや減少傾向にあります。



(3) 福祉への関心・意識

◆「福祉」への関心度

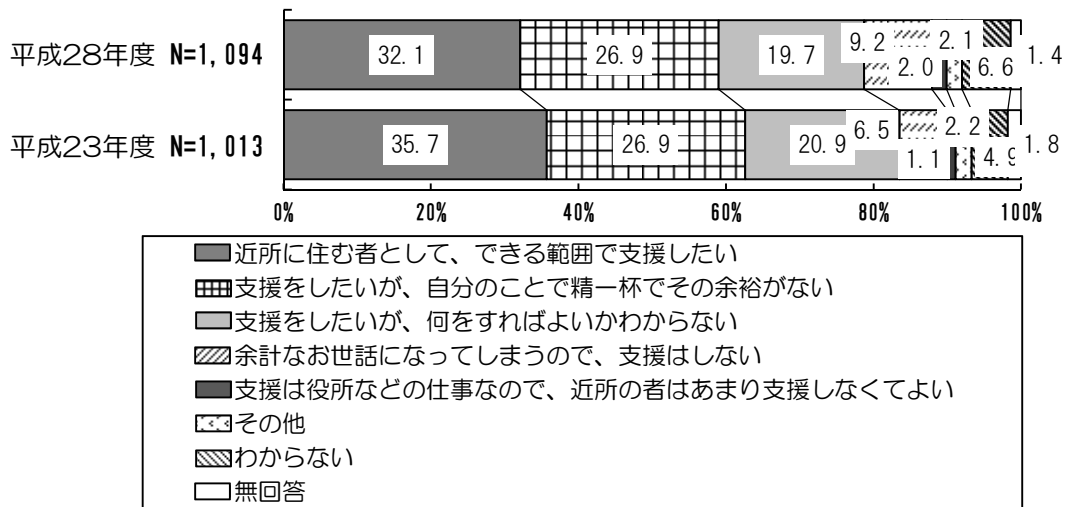
問 あなたは、「福祉」に関心がありますか。(〇は1つ)



福祉への関心度は、平成23年度と比較するとほぼ横ばいで推移しています。

◆ 近所の「ひとり暮らしの高齢者」などへの支援で、最も近い考え方

問 近所に住む「ひとり暮らしの高齢者」、「ねたきりの高齢者や障がいのある人のいる家族」、「子育てをしている家族」などに対する支援（日常生活上のお手伝いなど）について、あなたの考えに最も近いものをお選びください。(〇は1つ)

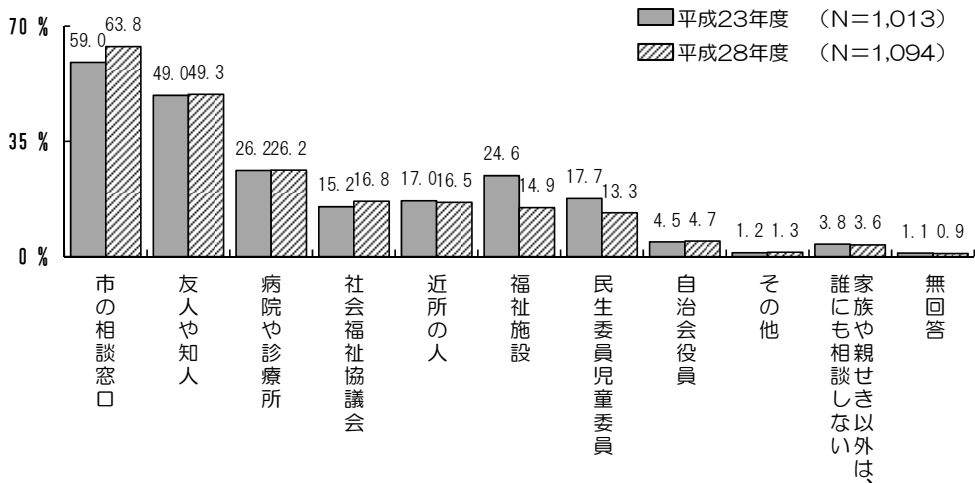


近所の「ひとり暮らしの高齢者」などへの支援に対する考えは、平成23年度と比較すると「できる範囲で支援したい」が約3ポイント減少し、「余計なお世話になってしまうので、支援はしない」が約3ポイント増加しています。

(4) 福祉サービスに対する意識

◆ 福祉サービスが必要な際の家族や親せき以外の相談先

問 あなたが生活上で困ったり、福祉サービスが必要になったりしたとき、家族や親せき以外に誰（どこ）に相談しますか。（〇はいつでも）

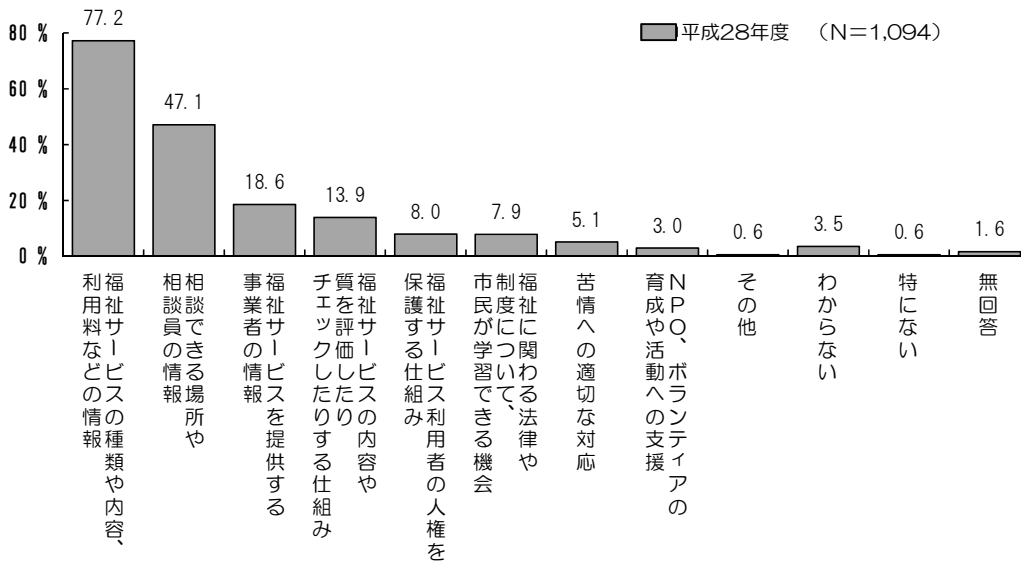


福祉サービスに関する相談先は、「市の相談窓口」「友人や知人」が約5～6割で多くなっています。

また、「市の相談窓口」は約5ポイント増加していますが、「福祉施設」と「民生委員児童委員」は約4～10ポイントほど減少しています。

◆ 福祉サービスを安心して利用するために必要なこと

問 福祉サービスを安心して利用できる状況をつくるために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。（〇は2つまで）

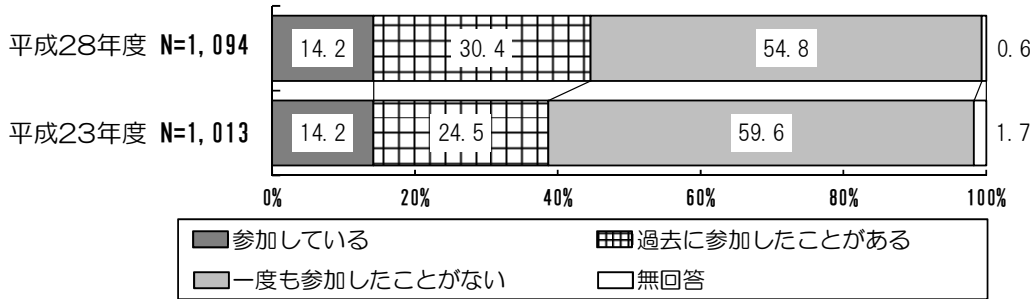


福祉サービスを安心して利用するために必要だと思うことは、「福祉サービスの種類や内容、利用料などの情報」が約8割、「相談できる場所や相談員の情報」が約5割などとなっており、福祉サービスに関する基本的な情報が必要と感じている人が多いことがうかがえます。

(5) ボランティア活動等に関すること

◆ ボランティア活動への参加経験

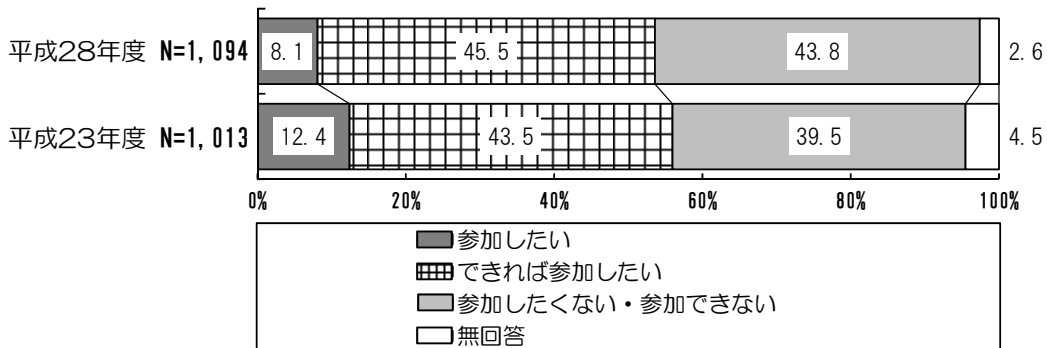
問 あなたは、ボランティア活動に参加したことがありますか。(〇は1つ)



現在、ボランティアに参加している割合は、平成23年度と比較しても大きな差異はみられません。しかし、「過去に参加したことがある」は約6ポイント増加、「一度も参加したことがない」は約5ポイント減少しています。

◆ ボランティア活動への参加意向

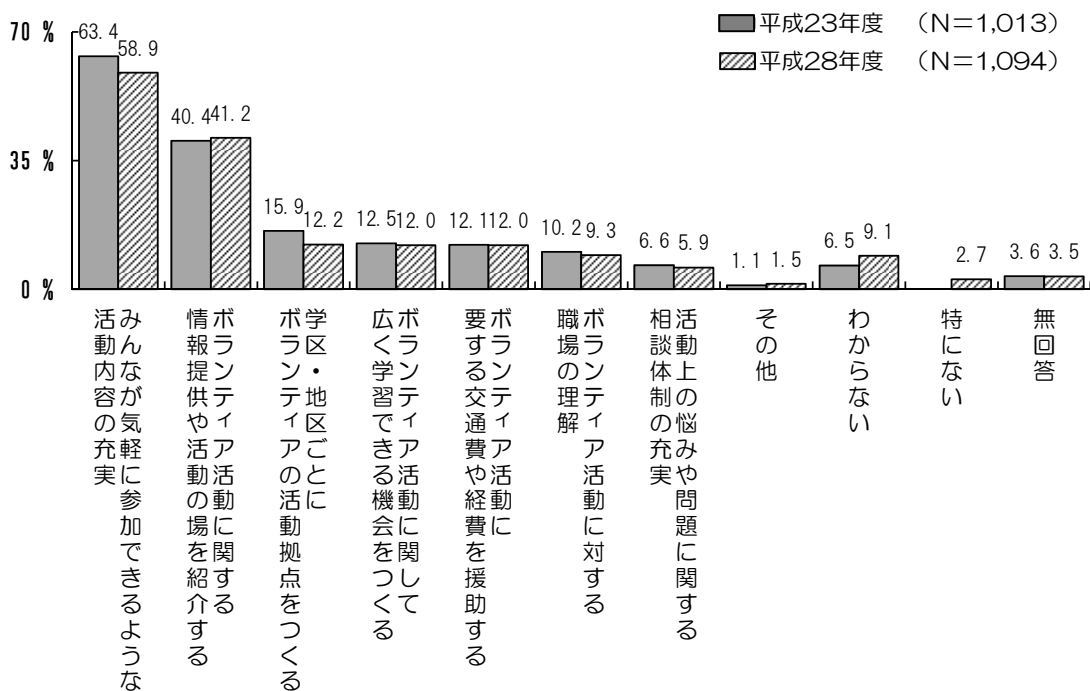
問 あなたは、今後もしくは、これからもボランティア活動に参加したいと思いますか。(〇は1つ)



ボランティア活動への参加意向は、平成23年度と比較すると『参加したい』（「参加したい」＋「できれば参加したい」）がやや減少しています。一方、「参加したくない・参加できない」が約4ポイント増加しており、参加意向が低下傾向にあります。

◆ ボランティア活動が活発になるために必要なこと

問 今後、中央市でボランティア活動が活発になるためにはどのようなことが必要だと思いますか。(〇は2つまで)



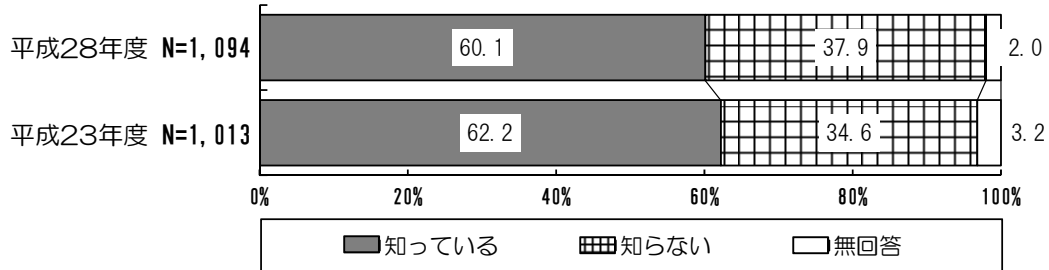
ボランティア活動が活発になるために必要なことは、平成23年度と比較しても、大きな差異はみられず「みんなが気軽に参加できるような活動内容の充実」が約6割、「ボランティア活動に関する情報提供や活動の場を紹介する」が約4割で上位となっています。



(6) 社会福祉協議会や民生委員児童委員について

◆ 中央市社会福祉協議会の認知度

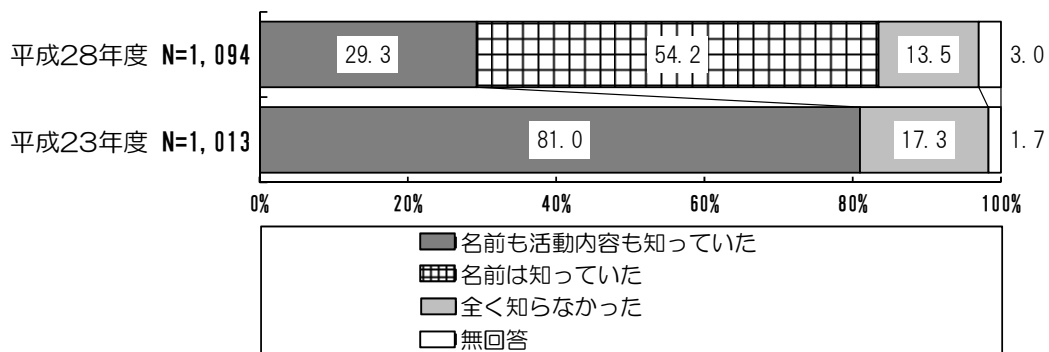
問 あなたは、中央市社会福祉協議会を知っていますか。(〇は1つ)



中央市福祉協議会の認知度は、平成23年度と比較すると「知っている」が約2ポイント減少しています。

◆ 民生委員児童委員の認知度

問 あなたは、民生委員児童委員をご存知ですか。(〇は1つ)



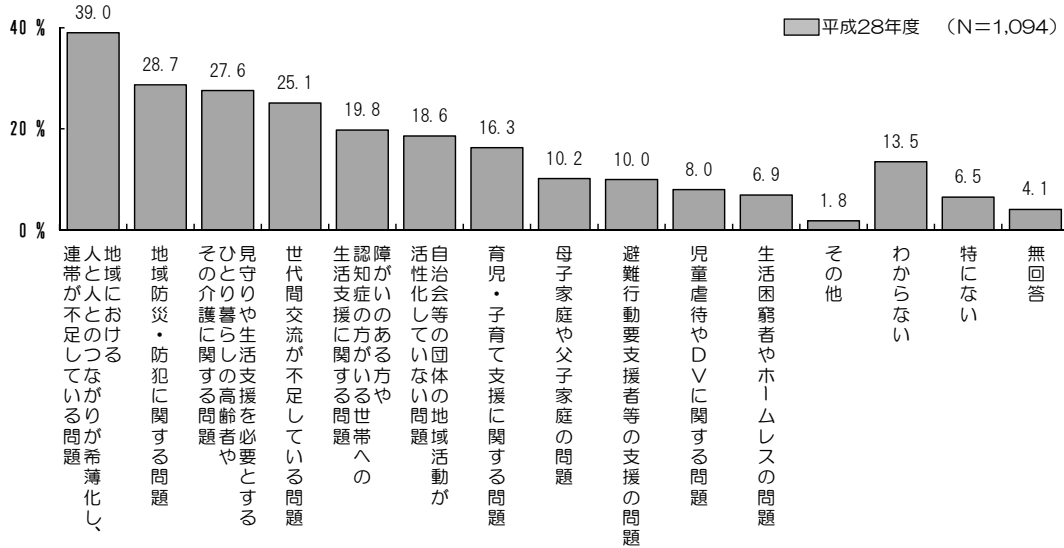
*平成23年度の選択肢は「知っている」「知らない」の2択のみ

民生委員児童委員の認知度は、平成23年度と比較すると『知っている』(平成28年度は「名前も活動内容も知っていた」+「名前は知っていた」、平成23年度は「知っている」のみ)が約3ポイント増加しています。

(7) 地域の課題解決や福祉施策に関すること

◆ 居住地域やその周辺で、安心して生活する上での問題

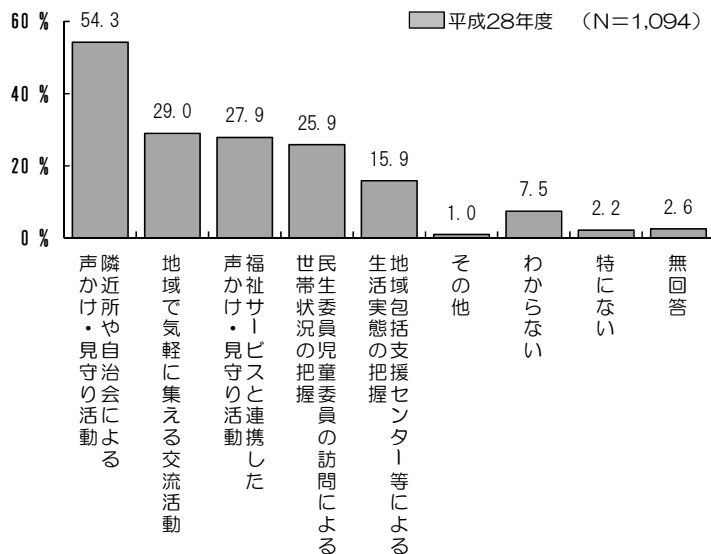
問 現在、あなたがお住まいの地域やその周辺では、安心して生活していく上で、どのような問題や課題があると感じていますか。(〇はいくつでも)



地域で安心して暮らしていく上で感じる課題や問題点は、「地域における人と人とのつながりが希薄化し、連帯が不足している問題」が約4割、「地域防災・防犯に関する問題」や「見守りや生活支援を必要とするひとり暮らしの高齢者やその介護に関する問題」、「世代間交流が不足している問題」などが約2～3割となっています。いずれも、近隣同士の繋がりに関する問題・課題への関心が高くなっています。

◆ 地域や社会からの孤立を防ぐために、有効だと思われる取り組み

問 地域や社会からの孤立を防ぐために、どのような取り組みが有効だと考えられますか。(〇は2つまで)

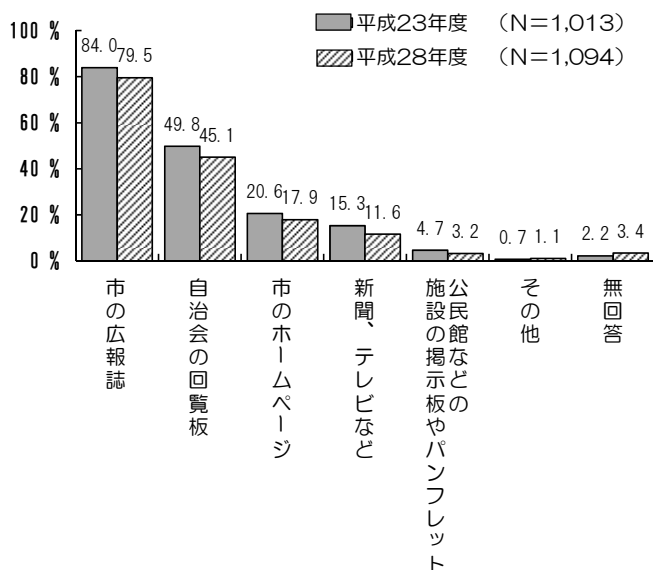


地域などからの孤立を防ぐために有効だと思われる取り組みは、「隣近所や自治会による声かけ・見守り活動」が半数を超えて多くなっています。次いで、「地域で気軽に集える交流活動」や「福祉サービスと連携した声かけ・見守り活動」が約3割で続き、地域での声かけや見守り活動が割合のほとんどを占めています。

◆ 市の福祉や保健に関する情報の入手方法

問 市の福祉や保健に関する情報を、どのような方法で知りたいと思いますか。

(〇は2つまで)

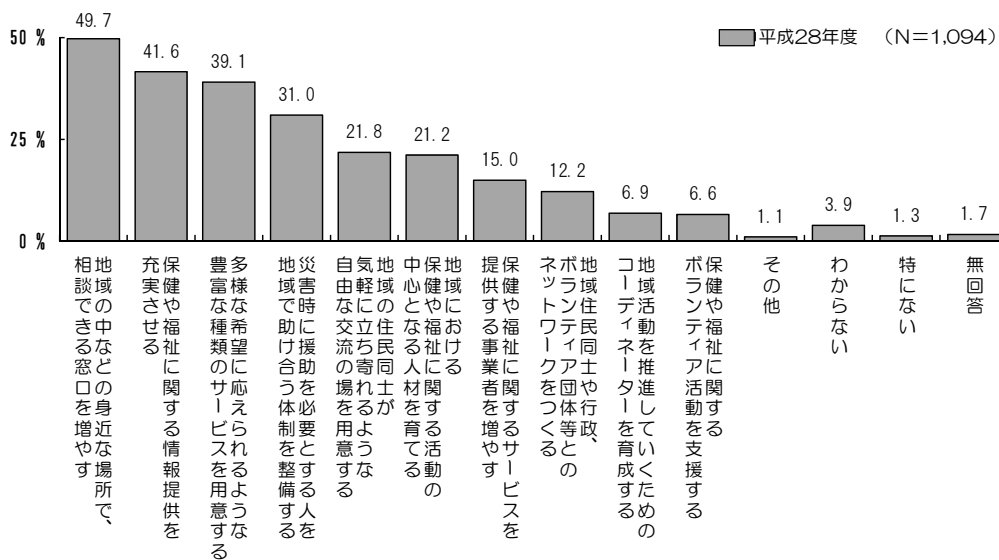


福祉や保健に関する情報を得るための方法で希望されるものは、「市の広報誌」が約8割で最も多く、次いで「自治会の回覧板」が約半数などとなっています。平成23年度と比較すると、いずれの情報媒体もやや減少傾向にあります。

◆ 住みなれた地域で安心して生活するために、中央市が行うべき施策

問 今後、日常生活上困ったことがあっても、誰もが住みなれた地域で安心して生活していくために、中央市(行政機関)はどのような施策を行っていくべきだと思いますか。

(〇は3つまで)



地域で安心して暮らしていくために、中央市が行っていくべき施策は、「地域などの身近な場所で、相談できる窓口を増やす」が約半数で最も多く、次いで「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」や「多様な希望に応えられるような豊富な種類のサービスを用意する」がともに約4割などとなっています。

地域で気軽に相談できる体制や、保健や福祉をはじめとする様々な種類のサービスに関する情報、サービスそのものの充実が期待されています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

地域福祉は、市民参加により成り立つものです。少子高齢化や都市部への人口集中の進展で、家庭や地域の姿も変わりつつありますが、地域活動や住民相互の交流を通して地域のきずなを深めるとともに、困っている人や生活課題を抱えている人に、住民同士が互いに手を差し伸べあい、ささえあえる地域づくりがまさに必要な時代となっています。

市民が快適で潤いのある暮らしができるよう、身近な生活空間の整備を図りながら、環境や安心、安全への配慮を進め、子どもから高齢者までのすべての世代において、やすらぎとふれあいが真に実感できる、住みたくなる、住み続けたい中央市を創り上げることを目指しています。

地域福祉の推進で取り扱う領域は、【意識・人づくり】、【ネットワークづくり】、【仕組み・体制づくり】、【生活環境・基盤づくり】と、短期間での成果が得られにくく、中長期的な視点に立って、地道に継続して推し進めなければならないテーマばかりです。

そのため、第2次地域福祉計画においても、第1次地域福祉計画の基本理念である“**やすらぎとふれあいが実感できるまち 中央市**”を継承し、地域社会を構成する市民や自治会、ボランティア団体などの地域組織、民間事業者、中央市社会福祉協議会、及び中央市（行政）の協働のもと、地域福祉の課題をお互いにささえあいながら解決し、誰もが住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らせる地域福祉を推進していきます。

～ 基本理念 ～

**やすらぎとふれあいが
実感できるまち 中央市**

2 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 住民主体の地域福祉活動を進めるために【意識・人づくり】

地域福祉を推進するためには、地域住民一人ひとりが、“福祉”は、高齢者や障がいのある方、子育て世帯だけのものではなく、すべての人に関わっていることを認識しなければなりません。そのために、学校教育や生涯学習の機会を通じて、子どもから高齢者までのあらゆるライフサイクルにおいて、人権尊重や男女共同参画の考え方などを広く知ってもらい、福祉への関心を高めていきます。

また、持続的かつ多様な地域福祉活動を展開していくためには、担い手となる人材の確保と育成が不可欠です。地域福祉の考え方は、すべての住民が福祉の担い手であり、同時に受け手でもあるという、“お互いさま”の精神の上に成り立っています。この精神の浸透を図るとともに、様々なテーマにおける地域福祉活動の促進や、若い世代などの新たな層を対象とした地域福祉活動の担い手の育成などにより、地域福祉活動の推進主体の裾野の拡大を目指します。さらに、その中で地域福祉活動の中心的な役割を担うリーダーやキーパーソンの育成に努めます。

基本目標Ⅱ 地域の中でささえあい・助けあうために【ネットワークづくり】

地域で発生する福祉課題を予防・発見・解決するためには、その基盤として地域住民同士が日常的に交流し、“つながり”があることが必要な要素です。今回のアンケートでは、「普段、近所とほとんどつきあいがいい」割合が、5年前よりも10ポイント増加するなど、地域社会におけるつながりが、以前よりも希薄になりつつある傾向がみられました。地域において、住民のみんなが、隣近所のちょっとした変化・異変に気づき、ささえあうことができる体制づくりとともに、地域課題に対応していくために、地域福祉に関わるものが今まで以上に連携を強化し、地域福祉のネットワークの構築を目指します。

また、地域福祉を推進する際の行動指針の考え方である【自助、共助、公助】の中で、“共助”については、他者に支援を求めることから、地域住民や地元企業・事業所、団体・機関などとのつながりなしでは上手く機能しません。そのため、日頃から地域活動や交流機会などに参加することで、地域におけるつながりを持つことができるよう、機会の充実や参加しやすい配慮などを進めていく必要があります。特に、社会福祉協議会と協働で地域福祉を推進していくことから、社会福祉協議会の認知を高めたり、活動を支援したりしていきます。さらに、行政として、より迅速で適切な支援ができるよう、福祉・保健・医療などの専門機関との連携を強化していきます。

基本目標Ⅲ 誰もが適切な福祉サービスを利用できるように【仕組み・体制づくり】

地域福祉には、地域住民の取組みが大きな役割を果たしますが、行政としても地域住民の取組みを支援するための施策や事業を実践し、地域福祉の推進を図っていきます。

現在、介護保険サービスをはじめ、障がいのある人や児童などを対象とした様々な公的サービスがありますが、サービスの種類や利用条件、利用方法などがわかりにくいという声もあり、地域住民に各種サービスが十分に活用されていないことがうかがえます。そのため、SNS*の活用を検討するなど、様々な媒体・手段で必要な情報が提供できるよう情報提供の充実を図るとともに、サービスの利用につながるように相談体制の充実に努めます。さらに、よりきめ細かな対応が求められる生活困窮者の自立支援や虐待防止等の権利擁護についても対策を講じていきます。

基本目標Ⅳ すべての住民が安心・安全を実感できるように【生活環境・基盤づくり】

すべての人が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送るためには、安心・安全な生活環境が整っていることは重要な要素となります。安心・安全を確保するためには、いつ起こるか分からない災害に日頃から備えたり、地域における犯罪を許さないという意識のもと、日頃から地域ぐるみで気をつけたりするなど、地域社会が一体となって孤立防止や防災・防犯活動に取り組むことで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

さらに、犯罪や事故を未然に防ぐ取組みを行ったりすることだけでなく、日常的に暮らしやすい環境も必要です。ユニバーサルデザイン*やバリアフリー*という考えもかなり浸透してきたものの、地域における施設や道路には未だに利用しにくい状態のものもあることから、引き続きユニバーサルデザインの視点でのまちづくりを進め、高齢者や障がいのある方、子どもなど、誰でも利用しやすい居住環境の充実に努めます。

* SNS：Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

* ユニバーサルデザイン：障がいのある人の便利さ使いやすさという視点ではなく、障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

* バリアフリー：すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべてのバリア（障壁）を除去すること。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向
<p>やすらぎとふれあい が実感できるまち 中央市</p>	<p>住民主体の地域福祉活動を進めるために 【意識・人づくり】</p>	(1) 福祉意識・人権尊重の啓発
		(2) 福祉教育の充実
		(3) 地域の福祉活動を担う人材の確保・リーダーの育成
	<p>地域の中でささえあい・助けあうために 【ネットワークづくり】</p>	(1) 市民協働の地域福祉活動・ボランティア活動の推進
		(2) 地域福祉を推進する多様なネットワーク体制の構築
		(3) 社会福祉協議会の育成・支援
	<p>誰もが適切な福祉サービスを利用できるために 【仕組み・体制づくり】</p>	(1) 情報提供体制の充実
		(2) 気軽に相談できる体制の充実
		(3) 福祉施策・事業の推進
		(4) 生活困窮者等への自立支援
	<p>すべての住民が安心・安全を実感できるために 【生活環境・基盤づくり】</p>	(1) 防犯・防災対策の推進
		(2) 地域で安心して暮らせる生活基盤の整備

主要施策

①福祉に対する関心の向上

②人権尊重の普及啓発

③男女共同参加意識の普及啓発

①学校教育における福祉教育の充実

②地域社会における福祉教育の充実

①地域活動の担い手となる人材の確保

②地域活動におけるリーダーの育成支援

③ボランティア活動に参加する人材の確保・育成

④民生委員児童委員の活動支援

⑤社会福祉事業に携わる人材の確保

①地域における交流機会の充実

②ボランティア活動への支援

③活動拠点の充実

④地域での見守りネットワークの構築

①地域ネットワークの構築と充実

②保健、福祉、医療の連携強化

①社会福祉協議会の周知

②社会福祉協議会の運営強化

①生活支援に関する情報提供体制の充実

②地域における情報共有体制の充実

①相談体制の充実

②身近な相談窓口の充実

①様々な生活支援の充実

②権利擁護・成年後見制度の利用促進

①生活困窮者への支援の充実

①地域ぐるみの防災・減災対策の推進

②地域ぐるみの防犯・交通安全対策の推進

①ユニバーサルデザインの推進

第4章 基本計画

基本目標 I 住民主体の地域福祉活動を進めるために【意識・人づくり】

(1) 福祉意識・人権尊重の啓発

◆ 主要施策（中央市が取り組むこと） ◆

① 福祉に対する関心の向上

- ◆ 普段から自然と助け合うことができるよう、あらゆる機会でも福祉意識の向上を図ります。**【新規】**
- ◆ 地域行事に参加することが、住民同士の相互理解のきっかけとなることを、啓発するとともに、障がいの有無や年齢などに関わらず、全ての住民が参加できる行事などの開催を働きかけます。**【継続】**
- ◆ 世代を超えた交流（世代間交流）や障がいのある方との交流などの交流機会を設けることで、福祉意識の向上を図ります。**【新規】**

② 人権尊重の普及啓発

- ◆ すべての市民の自立や社会参加を妨げることをしないよう、人権についての教育・啓発を推進します。**【継続】**
- ◆ 人権意識の高揚をめざし、あらゆる人権問題に正しい理解と認識を深めるため、様々な機会を通じて人権意識の普及、啓発に努めます。**【継続】**
- ◆ 学校教育については、教育活動全体を通して、差別や偏見をなくす人権尊重の教育を基盤とした人権教育を、児童・生徒の発達段階や地域の実情に即して推進します。**【継続】**
- ◆ 高齢者や障がいのある方、児童などへの虐待やドメスティックバイオレンス（DV）の防止や、被害者に対する必要な措置、相談体制の充実に努めます。**【新規】**

③ 男女共同参加意識の普及啓発

- ◆ 男女がともに、地域内の福祉活動に参加できるよう、男女共同参画やワークライフバランス*についての意識啓発を推進します。**【継続】**

* ワークライフバランス：「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」こと。

● 行動指針 ●

<p>市民が 取組みたいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 性別、年齢、障がいの有無や国籍などの差にとらわれず、お互いに尊重し理解しあうようにしましょう。 ➤ 地域社会を構成する住民の一人であるという意識で、地域活動に周囲の人も誘って積極的に参加しましょう。 ➤ 隣近所で声をかけあって、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、障がいのある人などで支援が必要な人を見守りましょう。
<p>地域が 取組みたいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域であいさつ、声かけ運動を展開しましょう。 ➤ 地域での行事や集会の機会を活用して、地域福祉の意識啓発を進めましょう。 ➤ 地域における会議や行事などについて、より多くの住民が参加できるよう、開催時間などの見直しと内容の充実に努めましょう。 ➤ 役員や代表者などをはじめ、地域組織を運営する人員の固定化を防ぎ、地域住民に広く参加を促し、各層の意見を取り入れるなど、開かれた地域組織をめざしましょう。
<p>社協が 取組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 高齢者や障がいのある人に対する偏見や差別意識のない住民参加の地域福祉を進めるための啓発活動を実施します。 ➤ 福祉啓発を目的とした「輪になろう中央市民のつどい」などのイベントについては、参加者の固定化を改善し、より多くの市民が参加したくなるよう、市と連携をとりながら内容の充実・検討を図ります。



(2)福祉教育の充実

◆ 主要施策（中央市が取り組むこと） ◆

① 学校教育における福祉教育の充実

- ◆ 学校における福祉教育を推進し、子どものころから継続的な福祉に対する意識の向上を図ります。【継続】
- ◆ 子どもたちに対する福祉教育を推進するため、中央市社会福祉協議会や各事業者の協力を得て、体験をはじめとした学習機会を提供します。【継続】
- ◆ 学校教育や生涯学習の場に、高齢者など、知識や経験の豊かな人材を活用します。【継続】

② 地域社会における福祉教育の充実

- ◆ 家庭においては、親から子へと地域福祉教育が行われるために、学校教育との連携のうえ、親を対象とした地域福祉に関する生涯学習の機会を検討します。また、家庭内での実践を通して、親から子へ、子から孫へと福祉に関する教育が受け継がれるように意識啓発を行います。【新規】

● 行動指針 ●

市民が 取り組みたいこと	<ul style="list-style-type: none">➤ 家庭の中でのふれあいを大切にし、家族で会話する時間をつくりましょう。➤ 子どもの頃から、福祉の心が育つよう、家庭でも福祉について考え、話しあう機会を増やしましょう。➤ それぞれが地域に貢献する役割を認識し、地域や行政で開催する福祉学習の機会に積極的に参加しましょう。➤ 年代を問わず、積極的に福祉学習の機会に参加することで、世代間の交流を促進しましょう。
地域が 取り組みたいこと	<ul style="list-style-type: none">➤ 日頃から、地域で高齢者や障がいのある人たちとの関わりを持ち、高齢者や障がいのある人への理解を深めましょう。➤ 学校の取り組みに協力して、子どもたちの福祉学習を進めましょう。➤ 福祉施設の地域への開放や交流を進め、ボランティアや体験学習を促進しましょう。➤ 地域において、福祉教育に関する勉強会や研修会など、福祉学習の機会をつくりましょう。
社協が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">➤ 将来にわたってボランティア活動が展開されるよう、子どもに対する福祉教育を推進し、すべての住民がボランティア活動のできるまちになるために、児童生徒の福祉体験活動などを実施します。

(3)地域の福祉活動を担う人材の確保・リーダーの育成

◆ 主要施策（中央市が取組むこと） ◆

① 地域活動の担い手となる人材の確保

- ◆ 生涯学習講座の中にボランティアや地域福祉をテーマとした学習を組み入れ、福祉に関心のある人材の掘り起しを図ります。【**継続**】

② 地域活動におけるリーダーの育成支援

- ◆ 勤労者の地域参加を進めるため、新たなリーダーとなる人材を発掘・育成します。【**継続**】
- ◆ 市内の青少年が市町村を越えて交流を図ることにより、次世代の青少年団体のリーダーを養成するとともに、新たな社会教育団体の育成も図ります。【**新規**】

③ ボランティア活動に参加する人材の確保・育成

- ◆ 社会福祉協議会と連携して、ボランティアに関する普及啓発を行います。【**継続**】
- ◆ 社会福祉協議会ボランティアセンターやインターネット及びSNS等を活用し、ボランティアに関する情報提供や情報収集を積極的に行います。【**新規**】
- ◆ 定年退職した人など、第一線を退いて新しい人生をはじめようとしている人が、培ってきた知識や技術を活かすことができる場づくりをします。また、知識や能力を必要としている人や企業とつなげるための体制の構築に努めます。【**新規**】

④ 民生委員児童委員の活動支援

- ◆ 市民が民生委員児童委員に相談しやすい関係を持てるよう、また、市民の多様な相談内容に的確にアドバイスができるよう、研修会等を充実させ、資質のさらなる向上や地域への積極的な関わりを推進します。【**新規**】

⑤ 社会福祉事業に携わる人材の確保

- ◆ 保健・福祉・医療の連携のもと、福祉に従事する専門職員の資質の向上を促進し、充実した福祉環境の確保に努めます。【**継続**】

● 行動指針 ●

<p>市民が 取組みたいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 誰もが地域で役割を担っている地域住民の一人であることを認識し、地域活動に取り組みましょう。 ➤ 活動に必要な知識や技術を持つ人材を把握し、地域活動への参加を呼びかけましょう。 ➤ 長年地域活動を行っている人は、これまでの活動で培った知識や経験を次世代に伝え、その活動が地域に根づくように努めましょう。
<p>地域が 取組みたいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の人材を発掘し、紹介・活用を進めることで、地域単位において年代毎に地域活動のリーダー的人材を育てましょう。 ➤ 各種組織、団体の後継者となる人材を育成しましょう。 ➤ 高齢者が人生で培った知識や経験、技術が活かせるような環境をつくりましょう。
<p>社協が 取組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域福祉の必要性や取り組み方法について、各種講演会や住民参加型のプログラムを実施します。 ➤ 地域福祉の活動情報及び人材情報の共有化を図ります。



基本目標Ⅱ 地域の中でささえあい・助けあうために【ネットワークづくり】

(1) 市民協働の地域福祉活動・ボランティア活動の推進

◆ 主要施策（中央市が取組むこと） ◆

① 地域における交流機会の充実

- ◆ 地域住民との理解を深めるために、近所づきあいや地域で実施される生きがい活動等への参加を推進します。【新規】
- ◆ 地域で実施しているサロン活動に対する支援を実施し、地域における交流の機会として周知を行います。【新規】
- ◆ 市民に提供される福祉から市民と行政が創る福祉に転換していくため、地域住民を巻き込んだ協働の機会を充実します。【新規】

② ボランティア活動への支援

- ◆ ボランティア活動を住民に広く周知してもらうため、ボランティア団体の活動内容や利用方法についての情報を、「広報ちゅうおう」やホームページなど、様々な媒体を活用し、積極的に提供します【継続】
- ◆ 社会福祉協議会と連携し、より効果的な活動となるよう、ボランティア組織のネットワーク化を進めます。【継続】
- ◆ ボランティア同士の交流の場を確保・提供するとともに、必要な人に必要なサービスが行きわたるようにボランティアコーディネーターの体制整備を進めます。【継続】

③ 活動拠点の充実

- ◆ 公共施設や地区の公民館などを地域福祉の活動拠点として利用促進していきます。【新規】

④ 地域での見守りネットワークの構築

- ◆ ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者、障がいのある方などが、可能な限り住み慣れた地域で暮らすことが継続できるよう、地域における見守りネットワークの構築に努めます。【新規】



● 行動指針 ●

<p>市民が 取組みたいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 困っている人への声かけや必要とする手助けなど、日常における小さなボランティア活動を心がけましょう。 ▶ 地域で行われているボランティア活動に目を向け、自分でできるボランティア活動を見つけ、積極的に参加しましょう。 ▶ ボランティア活動に関心のある人は、社会福祉協議会にボランティア登録を行い、実際に活動していきましょう。 ▶ 長年ボランティア活動に携わっている人は、今まで培った知識経験を後進に伝え、その活動が地域の中で長くかつ活発的に行われるよう支援しましょう。
<p>地域が 取組みたいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域のボランティア活動の活性化を図るため、回覧板や自治会活動の拠点となる場所など、あらゆるところに活動内容を提示するなど、周知に努めましょう。 ▶ ボランティア活動講座、体験事業などへの参加を呼びかけ、ボランティア活動のきっかけづくりとなるよう働きかけましょう。 ▶ 豊かな人生経験を持ち、地域活動やボランティア活動に必要な知識・技術を持つ人材を発掘し、活動への参加を呼びかけましょう。
<p>社協が 取組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ より多くの住民がボランティア活動に関心を持ち、活動へ参加してもらえるよう、各種講習会や住民参加型のプログラムを実施します。 ▶ これからボランティア活動をはじめたい人や既にボランティア活動を行っている人、グループなどすべての活動を支援するため、ボランティア情報の提供やボランティア保険の加入促進、ボランティア登録制度などを実施します。 ▶ ボランティア活動に必要な活動資材・機材の整備を行うとともに、活動拠点の整備を行うなど、総合的なボランティア支援体制の構築をめざします。 ▶ ボランティアコーディネーター*機能の充実を図ります。



* ボランティアコーディネーター：ボランティア活動をしたい人とボランティアを求めている人を結びつける役割のこと。

(2) 地域福祉を推進する多様なネットワーク体制の構築

◆ 主要施策（中央市が取組むこと） ◆

① 地域ネットワークの構築と充実

- ◆ 市民が住みやすく、お互いが支えあい、助け合うまちづくりのため、自治会活動の強化やボランティア団体、NPO*法人を育成し、地域コミュニティのネットワーク化を促進します。【継続】
- ◆ 情報のネットワーク化を図り、地域情報の収集・提供のための整備を進め、市民が自主的・自発的に社会貢献活動ができるような体制づくりに努めます。【継続】

② 保健、福祉、医療の連携強化

- ◆ 地域で活動している関係機関・団体への積極的な情報提供と支援を充実します。特に、医療・保健・福祉機関・事業者など各組織と連携を図り、総合的な支援ネットワークを確立します。【継続】

● 行動指針 ●

市民が 取組みたいこと	<ul style="list-style-type: none">➢ 地域の民生委員児童委員について、知るように心がけましょう。➢ 地域の福祉活動には、役割を担う市民として積極的に参加、協力するよう努めましょう。➢ 支援を要する人が身近にいる場合、地域の関係機関・団体、行政へ相談しましょう。
地域が 取組みたいこと	<ul style="list-style-type: none">➢ 地域の課題を共有し、課題の解決に努め、地域だけで解決できない課題に対しては、市や社会福祉協議会などに情報を提供するなど、必要に応じた助けあいができるよう、連携を図りましょう。➢ 地域の関係機関・団体が横のつながりを持てるよう、情報交換や交流のできる機会と場所をつくりましょう。➢ 新たな組織や団体を受け入れ、既存の地域活動団体とあわせて、連携・協力を努めましょう。
社協が 取組むこと	<ul style="list-style-type: none">➢ 関係機関や施設・団体との連携を強化し、在宅福祉サービスの情報やサービスを提供していきます。

* NPO：民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指し、行政や企業とともにこれからの社会を支えるものとして期待されている。

(3) 社会福祉協議会の育成・支援

◆ 主要施策（中央市が取り組むこと） ◆

① 社会福祉協議会の周知

- ◆ 社会福祉協議会が、地域福祉を推進するための事業を中心になって担っていることを市民に周知します。【新規】

② 社会福祉協議会の運営強化

- ◆ 社会福祉協議会の基盤整備を支援し、サービス事業者、関係団体との連携・調整を行い、支援の充実を図ります。【継続】

● 行動指針 ●

<p>市民が 取り組みたいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 社会福祉協議会の仕組みに関心を持ち、情報収集や地域の課題についての相談など、積極的に活用しましょう。
<p>地域が 取り組みたいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各支所の社会福祉協議会と連携を図るとともに、関係組織・団体とのネットワークの構築を進めましょう。 ➤ 各支所の社会福祉協議会と連携しながら、市社会福祉協議会における財源の確保と人材の育成を進めましょう。
<p>社協が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 職員の資質向上のため各種研修会を実施し、より専門性をもった職員の確保・育成を図ります。 ➤ 事務処理の合理化をめざし、事務内容の見直しと事務局職員の適正化を図るとともに、第三者による事業評価システムを構築し、利用者本位のサービスの提供など福祉ニーズに柔軟に対応できる組織をめざし、事務局体制の強化を図ります。 ➤ 社協の組織と地域が一体となり、住民や福祉団体・当事者の意思を社協の事業に反映させるため、民生委員児童委員の協力及び福祉団体や関係行政機関との連携強化により、理解と協力を促進するとともに、理事・評議員の福祉意識の高揚と積極的な参加を促進します。 ➤ 自主財源の確保のため、普通会費及び特別会員・賛助会員を見直し、新たな財源確保をめざします。 ➤ 社協事業は地域福祉促進において行政事業を補佐するものであり、補助金及び委託金としての助成を求め、地域福祉の充実を促進します。

基本目標Ⅲ 誰もが適切な福祉サービスを利用するために【仕組み・体制づくり】

(1) 情報提供体制の充実

◆ 主要施策（中央市が取組むこと） ◆

① 生活支援に関する情報提供体制の充実

- ◆ 「広報ちゅうおう」やホームページ等の従来の広報媒体以外にも、SNS等の新しい媒体の活用も検討し、福祉サービスなどの情報提供を分かりやすく、かつ継続的に行います。
【継続】
- ◆ ICT*（情報通信技術）を活用した地域に関する情報発信についての調査研究を通じ、よりわかりやすい情報提供となるよう努めます。【新規】
- ◆ 市役所の各庁舎をはじめ、それぞれの地域で市民が多く利用する施設などに行政情報を提供できるスペースを確保し、市民への情報提供を迅速に行います。【継続】
- ◆ 視覚に障がいのある人も情報をスムーズに入手できるよう、点字や音声による情報提供の充実を図ります。【継続】

② 地域における情報共有体制の充実

- ◆ 必要な情報が地域の関係機関で共有できるように配慮するとともに、個人情報の保護に努めます。【継続】

● 行動指針 ●

市民が 取組みたいこと	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「広報ちゅうおう」、「社協だより」や回覧板などに必ず目を通しましょう。 ➢ 暮らしやすい地域となるよう、自分の得た地域生活で役立つ情報は、他の人にも提供し、必要な情報の共有化を心がけましょう。 ➢ 悩みや不安、サービスの必要性などの情報を、積極的に発信しましょう。
地域が 取組みたいこと	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域内活動者の活動の内容やイベント開催などの情報を集約し、地域住民に伝えましょう。 ➢ 情報が途絶えがちになるひとり暮らしの高齢者などと、日頃からコミュニケーションを図り、必要な情報を伝えましょう。 ➢ 情報提供における個人情報を保護しましょう。
社協が 取組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「広報ちゅうおう」やホームページなど様々な媒体を通して、福祉サービスなどの情報提供を分かりやすく、かつ継続的に行います。 ➢ 市役所の各庁舎をはじめ、それぞれの地域で市民が多く利用する施設などに行政情報を提供できるスペースを確保し、市民への情報提供を迅速に行います。 ➢ 視覚に障がいのある人も情報をスムーズに入手できるよう、点字や音声による情報提供の充実を図ります。 ➢ 必要な情報が関係機関で共有できるように配慮するとともに、個人情報の保護に努めます。

* ICT：Information and Communication Technology の略で「情報通信技術」のこと。IT(Information Technology)とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術を IT、コンピューター技術の活用に着目する場合は ICT と、区別して用いる場合もある。国際的に ICT が定着していることなどから、日本でも近年 ICT が IT に代わる言葉として広まりつつある。

(2) 気軽に相談できる体制の充実

◆ 主要施策（中央市が取り組むこと） ◆

① 相談体制の充実

- ◆ 各種相談窓口について、より一層の周知に努めます。【新規】
- ◆ 多様化する問題に対応するため、専門的な相談に対応できる人材の確保や、専門機関との連携に努め、総合的な相談窓口として充実を図ります。【継続】

③ 身近な相談窓口の充実

- ◆ 民生委員児童委員が地域における住民の身近な相談窓口としての役割を十分に果たせるよう、その活動を支援するとともに、より資質の向上を目的とした研修などを開催します。【継続】

● 行動指針 ●

市民が 取り組みたいこと	<ul style="list-style-type: none">➢ 日頃から家庭や近所でコミュニケーションを図り、地域でも相談できる相手をつくりましょう。➢ ひとりで悩まず、相談するように心がけましょう。➢ 自分の地域の民生委員児童委員を把握して、相談相手として活用しましょう。➢ 支援を要する世帯に対して、見守りや声かけ運動を行い、困りごとの早期発見に努めるとともに、民生委員児童委員や行政へ連絡することを心がけましょう。
地域が 取り組みたいこと	<ul style="list-style-type: none">➢ 民生委員児童委員の周知を図り、地域の住民が気軽に相談できる体制をつくりましょう。➢ 情報が途絶えがちになるひとり暮らしの高齢者などと、日頃からコミュニケーションを図り、信頼関係を築きましょう。➢ 民生委員児童委員は、主体的に訪問活動などを行い、要援護者の把握や支援に努めましょう。
社協が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">➢ 心配ごと相談などを充実させるため、相談員の専門性を高めます。➢ 自己決定能力の低下した人が家庭や地域で通常の生活ができる社会づくり（ノーマライゼーション*）のため、日常生活自立支援事業、法人後見事業、成年後見制度サポート事業を推進します。➢ 社会福祉協議会の活動内容を住民に周知し、活用されるよう努めます。

* ノーマライゼーション：障がいのある人や高齢者などの社会的に不利を負う人々が、健常者と共に生活し、同等の権利を享受することができる社会があたりまえの姿であるという考え方。障がいのある人に対する保護的・隔離的な福祉施策や市民意識に対する反省から生まれた思想。

(3)福祉施策・事業の推進

◆ 主要施策（中央市が取り組むこと） ◆

① 様々な生活支援の充実

- ◆ 多様化する福祉サービスのニーズの把握に努め、それに応じたサービス内容や施設・組織の見直しを図ります。【継続】
- ◆ どのような福祉サービスがあるのか、必要な情報をきめ細かく提供します。【継続】
- ◆ 各分野の福祉計画の計画内容に応じて、子育て、高齢者、障がいのある人、それぞれの支援事業の充実・強化に努めます。また、必要なサービスを住民が気軽に受けられる環境づくりに努めます。【継続】

② 権利擁護・成年後見制度の利用促進

- ◆ 情報提供や相談体制の充実を図り、権利擁護*事業や成年後見制度*の利用を促進します。【新規】

● 行動指針 ●

市民が 取組みたいこと	<ul style="list-style-type: none">➢ 福祉サービス利用について事業者や施設に対する正しい理解を深めるため、情報収集に努めましょう。➢ 福祉サービス事業者の選択は自己責任であるという意識を持って、きちんと発言しましょう。
地域が 取組みたいこと	<ul style="list-style-type: none">➢ 公的なサービスでは支援しきれない部分について、地域で支援していくことができるよう、環境を整備しましょう。➢ 福祉サービス事業者や施設は地域社会の一員として活動に参加し、ともに地域課題を解決していく視点で、地域に根ざした運営を進めましょう。
社協が 取組むこと	<ul style="list-style-type: none">➢ 当事者が地域の中でいきいきと暮らしていくためには、どのような活動やサービスが必要かを、常に当事者や住民の立場に立って考え、在宅福祉サービス・支援活動を充実していきます。➢ 高齢者在宅福祉の担い手として、指定居宅介護支援事業所の運営と在宅福祉サービスとの調和を図るため、社協事務局との連携により職員体制の強化を図ります。➢ 民間社会福祉の促進と在宅要援助者への支援のため、県共同募金会の赤い羽根募金及び、歳末たすけあい募金に協力します。

* 権利擁護：自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

* 成年後見制度：知的障がい者・精神障がい者・認知症の高齢者など、判断能力が十分でなく、自分自身の権利を守ることができない成人の財産管理などを支援する制度。民法の一部改正など法整備により平成12年から実施。

(4)生活困窮者等への自立支援

◆ 主要施策（中央市が取組むこと） ◆

① 生活困窮者への支援の充実

- ◆ 平成 27 年 4 月から施行された生活困窮者自立支援制度を、広く分りやすく周知していきます。**【新規】**
- ◆ 福祉・税・水道等の市役所内の各部署をはじめ、民生委員児童委員などの幅広い関係者との連携を図り、生活に困窮している人の早期発見、相談へつなげることができる体制を整えます。**【新規】**
- ◆ 生活困窮者のニーズの把握に努め、生活困窮者自立支援法に基づく事業を推進します。**【新規】**
- ◆ 地域ケア会議において関係機関や地域支援者との連携をはかり、生活困窮者が切れ目なく支援を受けることのできる地域づくりを行います。**【新規】**

● 行動指針 ●

市民が 取組みたいこと	▶ 福祉制度や権利擁護について理解を深め、制度の利用が必要になった場合は、身近な相談窓口にご相談しましょう。
地域が 取組みたいこと	▶ ひとり暮らし高齢者や生活困窮者等が孤立しないよう、地域行事やサロンへの参加を呼びかけましょう。 ▶ 自治会や民生委員児童委員など地域の見守りにおいて、プライバシー保護に留意しつつ、生活に困窮している人やひきこもり状態の人、複合的な課題を持つ人など、何らかの支援が必要な人の把握に努め、適切な支援が受けられるよう、市の相談窓口等に情報提供を行いましょう。
社協が 取組むこと	▶ 生活福祉資金貸付制度、その他生活支援事業について、社協だよりによる定期的な広報・周知に努めるとともに、民生委員児童委員などへ周知します。 ▶ 生活困窮者自立支援事業を、関係団体、事業者と連携して実施します。 ▶ 低所得世帯等の生活を経済的に支え、自立した生活を営めるよう支援します。 ▶ 民生委員児童委員や生活困窮者自立相談支援員と連携を図り、貸付後も相談等の支援を行います。 ▶ 生活困窮者からの相談に応じ、生活資金の貸付等を行いながら、複雑かつ多様な福祉課題の改善に向けた適切な支援を進めていきます。

基本目標Ⅳ すべての住民が安心・安全を実感できるために【生活環境・基盤づくり】

(1)防犯・防災対策の推進

◆ 主要施策（中央市が取り組むこと） ◆

① 地域ぐるみの防災・減災対策の推進

- ◆ 災害による被害は事前の備えによって防げる、減らすことができることを市民に周知し、防災・減災意識の向上を図ります。【新規】
- ◆ 地震や台風、風水害に備えて、国・県・市・事業所・防災関係機関及び市民が一体となって防災対策にあたる体制を整備するとともに、地域防災計画及び防災マニュアルについて、関係機関との連携を密にし、被災時における支援の実効性を確保します。【継続】
- ◆ 防災訓練の実施や、地域ごとの自主的な防犯活動を支援します。【継続】
- ◆ 避難行動要支援者登録制度*について啓発を行うとともに、各地域における自主防災組織、民生委員児童委員について、活動や内容の周知を図ります。【継続】

② 地域ぐるみの防犯・交通安全対策の推進

- ◆ 地域住民が安心して暮らせるよう市民、学校、事業者、警察、行政が一体となって防犯活動に取り組む犯罪のないまちづくりを進めます。【継続】
- ◆ 犯罪の発生状況や手口などについて、様々な媒体を利用して周知を図ります。【継続】
- ◆ 交通安全教室などの開催による指導・啓発を行うとともに、交通安全関係団体の活動を援助するなど、交通安全対策の充実を図り、交通事故の減少に努めます。【継続】



* 避難行動要支援者登録制度：災害時に自力では避難が困難な方をあらかじめ登録し、地域の避難支援等関係者（自治会、自主防災組織、民生児童委員など）と、その情報を共有することにより、日頃から災害が発生した時の避難支援に役立てる制度。東日本大震災の教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、平成25年6月に改正された災害対策基本法の中で、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。

● 行動指針 ●

<p>市民が 取組みたいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 日頃から“自分の身は自分で、自分の地域は自分たちで守る”という意識を持ちましょう。 ➤ 日頃から、災害や犯罪から自分や家族を守るために何が必要かを家族と話しあっておきましょう。 ➤ 地域で開催する防災訓練に積極的に参加し、事前に各戸で家具などの転倒防止や落下防止策などを行うとともに、食糧や水などを備蓄しましょう。 ➤ 緊急時でも地域で助けあえるよう、日頃から隣近所で声をかけあう習慣をつけましょう。 ➤ 出かける際の近所への声かけや、行きかう人とのあいさつなど、声をかけあうことで犯罪防止に努めましょう。
<p>地域が 取組みたいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自治会や民生委員児童委員が協力して、災害時に特別な配慮が必要な住民の把握に努めるとともに、個人情報の管理を徹底しましょう。 ➤ 災害時に備えて、避難先や地域内の危険箇所などを把握しておきましょう。 ➤ 個人情報が出ないように配慮しながら、緊急時、災害時に備えるための要援護者台帳を作成し、随時更新していきましょう。 ➤ 防災の知識普及のため、高齢者や障がいのある人、若者が参加できる防災訓練のあり方を検討しましょう。 ➤ 子どもの登下校時のパトロールやひとり暮らしの高齢者の見守りなど、自主的な交通安全・防災・防犯運動を展開し、地域で見守る体制づくりを進めましょう。 ➤ 不審者を見かけたら、近隣で声をかけあって追放できる体制をつくりましょう。
<p>社協が 取組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 身体・知的・精神障がい者の防災や防犯に対する意識の向上に努めます。 ➤ 平常時の福祉活動が、災害時の迅速な救援活動に結びつくように支援します。 ➤ 福祉サービス事業所や地域住民と連携し、災害発生時の避難誘導や被災者の受け入れなどに努めます。 ➤ 災害発生時に災害ボランティアセンターを設置し、県内外から支援に来たボランティアのコーディネートを行います。



(2) 地域で安心して暮らせる生活基盤の整備

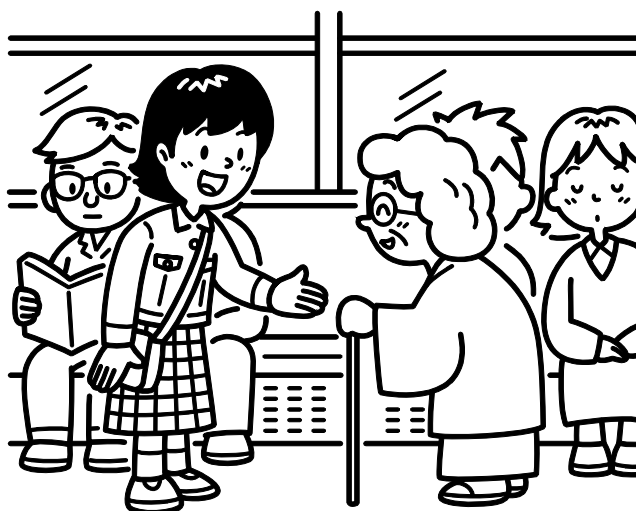
◆ 主要施策（中央市が取り組むこと） ◆

① ユニバーサルデザインの推進

- ◆ 『山梨県安全・安心なまちづくり条例』に基づく福祉のまちづくりを推進し、ユニバーサルデザインに基づく施設整備を図ります。【継続】
- ◆ 利用者の意見が反映された施設や道路の整備に取り組みます。【継続】
- ◆ 誰もが自由かつ安全に外出できるよう、防犯灯の設置が遅れている地域を中心に、防犯灯の設置を進めます。【継続】

● 行動指針 ●

市民が 取り組みたいこと	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 公園や公共施設などの遊具やトイレなど、設備を大切に使用しましょう。 ➢ 市や地域で行われるバリアフリーやユニバーサルデザインの学習の場に、積極的に参加しましょう。 ➢ 交通安全教室などに積極的に参加し、交通ルールを遵守しましょう。 ➢ 看板や自転車など、身近な通行障害について情報を提供していきましょう。 ➢ 違法・迷惑となる駐車・駐輪をしないように心がけましょう。
地域が 取り組みたいこと	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 道路の清掃や整理、放置自転車など通行障害物の排除を、ボランティアを中心にいきましょう。 ➢ 事業者は自らの施設について、ユニバーサルデザイン化を推進しましょう。 ➢ 地域で道路危険箇所を点検する機会をつくり、交通安全指導員や警察などと連携し、地域住民に周知を図りましょう。 ➢ 高齢者や障がいのある人の移送ニーズを把握し、地域の助けあいによる移送手段の確立を進めましょう。
社協が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 障がいのある人や高齢者などの意見を十分に反映させたバリアフリー化を促進していくため、関係機関との調整を図ります。 ➢ 地域の交通マナー向上やモラル向上を支援します。



第5章 計画の推進に向けて

1 計画の周知・啓発

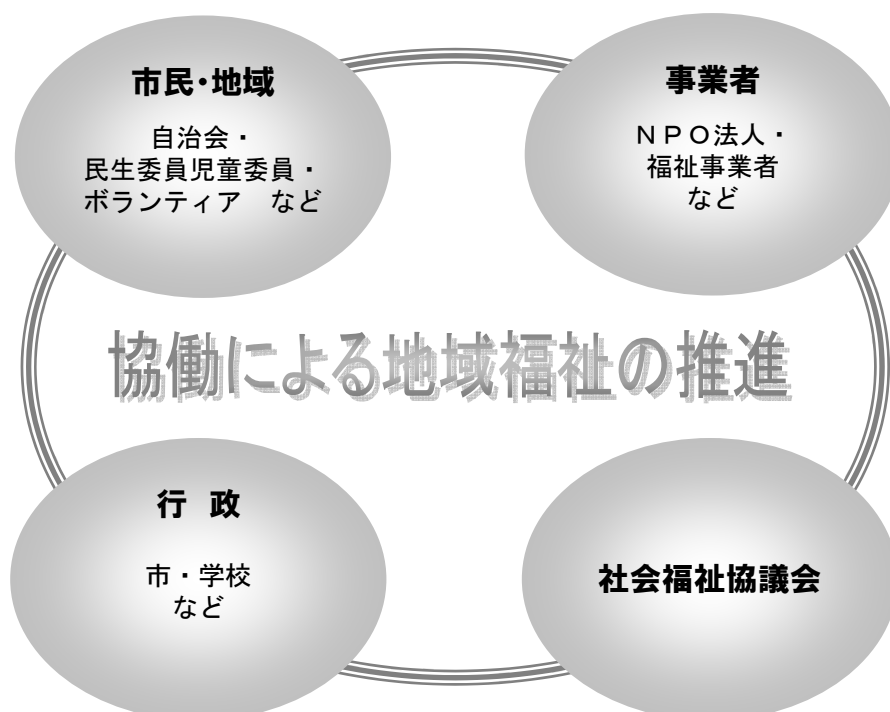
地域福祉は、中央市で生活を営む地域住民が中心となって進めていくものであるため、一人でも多くの住民が計画の基本理念、基本目標等を理解して、計画内容の取組みを実践していく必要があります。そのために、市や社会福祉協議会などで定期的に発行する広報紙やホームページなどを活用し、住民への周知を図るとともに、民生委員児童委員などに、具体的な活動事例などを紹介しながら、理解と協力を求めています。

また、社会福祉協議会が主体となって開催する社会福祉大会をはじめとした各種イベントの際にも、市、社会福祉協議会及び各事業者と連携をとりながら、より多くの市民に本計画を認知していただけるよう、努めています。

2 推進体制の構築

本計画を推進していくために、市民・地域組織、福祉サービス事業者、社会福祉協議会及び行政が、計画で位置づけられたそれぞれの取組みを認識し、施策を展開する中で連携し、協働して進めていきます。

また、「共助」が地域福祉の推進の要であることから、各地区の代表者と連携することや市民の声を聴く機会を設けることも重要となります。



(1) 市民・地域の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識をより一層高め、地域社会を構成する重要な一員であることの自覚のもと、地域社会とつながりを持つことが大切です。

日常における何気ない心配りはもちろんのこと、福祉施策への意見を表明したり、自らボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参加したりするなど、思いやりあふれる行動者になることが市民一人ひとりに求められています。

また、地域福祉を推進していくうえで、地域の防災・防犯活動や住民相互の親睦を深める交流活動などについては、地区や自治会の役割がより一層重要となってきました。

思いやりあふれる地域コミュニティを築くために最も大切なことは、「与えられる福祉」ではなく、「地域みんなでつくりあげていく福祉」を実現することです。地域に住むすべての住民が、「わかちあい、みとめあい、たすけあう」ことが、地域福祉推進の力をつくりだします。

(2) 事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

また、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスの提供や、住民の福祉活動への参加の支援、福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、現在地域が抱えている福祉課題のスムーズな解決を図るための地域福祉推進の中核組織の役割を担っています。

そのため、本計画に基づき、地域住民の福祉への理解を深め、福祉活動への参加、協力を得ながら、また民生委員や児童委員、ボランティアなどの地域の関係団体・関係機関などと連携して、地域で活動する人の支援や組織などの福祉コミュニティづくりを進めていきます。

(4) 行政の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には市民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する責務があります。

また、情報提供の充実を通じて、地域福祉活動への市民参加の機会の拡充や、総合相談体制や地域福祉活動拠点の整備支援などが求められています。

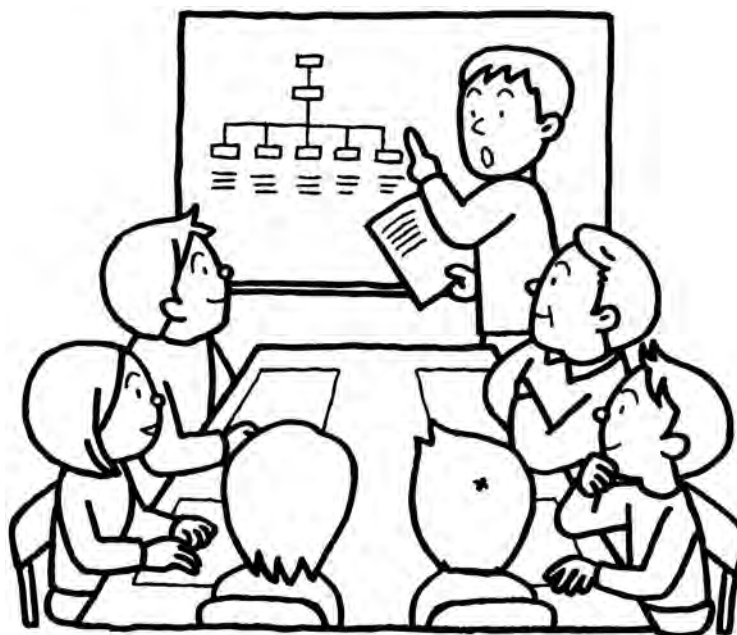
また、地域福祉の推進にあたっては、福祉部局だけでなく全庁的取り組みが必要なことから、庁内各課との緊密な連携を図ることはもちろんのこと、関係機関・団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、市民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

3 計画の点検・評価

計画の推進にあたっては、市民の意見を聴きながら、社会福祉協議会及び市役所関係各課とともに、国の福祉制度改革の動向も十分に見極め、推進体制の整備と計画の点検・評価を行っていきます。

また、本計画は中央市総合計画における地域福祉の分野に関連する施策の統括的な位置づけの計画で、地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。そのため、より具体的な分野別の関連計画の推進や見直しにあたっては、地域福祉の理念や地域福祉の推進により効果的に展開されるよう整合を図ります。

さらに、計画の最終年度である平成 33 年度から次期計画の策定期間において、各種のデータや市民アンケート調査等により、計画を総合的に評価し、次期計画につなげていきます。



資料編

1 中央市第2次地域福祉計画・障がい者計画策定委員名簿

	区分	氏名	役職名	備考
1	有識者	いぐち としかず 井口 俊和	中央市自治会長会副会長	
2		ながしま みきお 長島 幹夫	中央市民生委員児童委員協議会会長	～H28.12
		よしとめ みつひろ 吉留 光廣		H29.1～
3		たなか てるみ 田中 輝美	中央市議会議員 厚生常任委員長	会長
4	地域福祉 関係者	ごとう まきおき 後藤 正興	ことぶきクラブ連合会会長	
5		たかの としえ 鷹野 壽江	塩の会会長	
6		たかの としみ 鷹野 利美	愛育会会長	
7	障がい福祉 関係者	ばば まさえ 馬場 正江	中央市障害者福祉会会長	
8		やじま よしき 矢島 良樹	中央市心身障害児者父母の会会長	
9		わたなべ のぶこ 渡邊 信子	中央市・昭和町聴覚障害者協会代表	
10	福祉事業 従事者	きかもと かつら 坂本 桂	中央市社会福祉協議会 事務局長	副会長
11		うらの ともみ 浦野 友美	障がい者支援施設 ル・ヴァン サービス管理責任者	
12		あすお かつお 阿諏訪 勝夫	中央市・昭和町障がい者相談支援センター相談員	
13		たなか ひろお 田中 浩夫	中央市役所 高齢介護課 課長	
14		あいだ さちこ 相田 幸子	中央市役所 健康推進課 保健師長	

中央市 第2次地域福祉計画

平成 29 年 3 月発行

発行／中央市 福祉課

〒409-3893

山梨県中央市成島 2266 番地（玉穂庁舎）

T E L 055-274-8544

F A X 055-274-1124

e-mail fukushi@city.chuo.yamanashi.jp

lg-fukushi@city.yamanashi-chuo.lg.jp



中央市